

平成29年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成29年3月7日

○出席議員 16人

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 藤本 治 君   | 2番 高梨 弘人 君  | 3番 久我 恵子 君  |
| 4番 照川 由美子 君 | 5番 磯野 典正 君  | 6番 鈴木 克己 君  |
| 7番 戸坂 健一 君  | 8番 佐藤 啓史 君  | 9番 黒川 民雄 君  |
| 10番 末吉 定夫 君 | 11番 松崎 栄二 君 | 12番 丸 昭 君   |
| 13番 岩瀬 洋男 君 | 14番 土屋 元 君  | 15番 岩瀬 義信 君 |
| 16番 寺尾 重雄 君 |             |             |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 市 長 猿田 寿男 君                    | 副 市 長 関 重夫 君        |
| 教 育 長 藤平 益貴 君                  | 総 務 課 長 藤平 喜之 君     |
| 企 画 課 長 軽込 一浩 君                | 財 政 課 長 齋藤 恒夫 君     |
| 税 務 課 長 土屋 英二 君                | 市 民 課 長 渡辺 茂雄 君     |
| 介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君            | 福 祉 課 長 関 富夫 君      |
| 生活環境課長兼<br>清掃センター所長<br>長 田 悟 君 | 都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君 |
| 農 林 水 産 課 長 平松 等 君             | 観 光 商 工 課 長 酒井 清彦 君 |
| 会 計 課 長 菰田 智 君                 | 教 育 課 長 軽込 貫一 君     |
| 社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君            | 水 道 課 長 岩瀬 健一 君     |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 事 務 局 長 大鐘 裕之 君 | 議 事 係 長 植村 仁 君 |
|-----------------|----------------|

---

議 事 日 程

議事日程第6号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算

議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算

議案第20号 財産の無償貸付けについて

議案第21号 市道路線の認定について

第2 請願の委員会付託

請願第1号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める請願

第3 休会の件

---

## 開 議

平成29年3月7日(火) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は全員でありますので、議会はここに成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 議案上程・質疑・委員会付託

○議長(寺尾重雄君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

なお、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算の歳入全般につきましては、既に質疑が終了しております。歳出につきましては、途中でありますので、3月6日に引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。土屋議員。

○14番(土屋 元君) おはようございます。それではトップバッターで、議案第15号 平成29年度勝浦市一般会計予算の歳出について、4点ほど質問いたします。

1点目は、71ページの道の駅の整備事業、2点目は、同じく71ページ、まちづくり活動推進事業、3点目は、146ページ、企業立地推進事業、最後の4点目が159ページ、道路新設改良事業ということで、順次質問させていただきます。

まず、71ページ、道の駅整備事業の948万3,000円の道の駅整備基本計画・事業手法検討調査業務委託料ですが、これは道の駅の開設に向けた調査研究を行う事業ということで、補足説明資料では、事業コストの削減及び効果的な運営の検討を図るため、民間の資金、経営能力等の活用を含めた事業手法の調査に係る業務委託料となっています。そこで、質問の1ですが、948万3,000円という予算額が計上されておりますが、できれば、その積算根拠を教えてください。

2点目は、その委託業者の選定方法について、いつごろ、どのような方法でされるのか。

3点目は、事業のスケジュール、これはかぶってしまうのですが、大体業者の選定をいつごろにして、最終的に調査報告書の提出期限はいつごろ予定しているのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に4点目ですが、2月11日に開催されました道の駅シンポジウムの3名の専門家の皆さん方のそれぞれのご提言に対しまして、市の執行部は検証、評価等について当然庁内会議されていると思いますが、それについての取り扱いと検討状況はどのようになされているかを教えていただきたいと思います。

次に、2点目のまちづくり活動推進事業、勝浦市住民主導型地域づくり支援事業補助金400万円、4団体（1団体100万円を上限）ということで上がっております。そこで質問の1ですが、平成28年度の交付団体は、私の知るところでは2団体であったと記憶しておりますが、その2団体のまちづくり事業及び目標4団体であったのに対して、どのような評価いたしますか、教えていただきたいと思います。

質問の2ですが、事業の推進に当たって、今回、目標4団体の予算計上ですが、その4団体達成するための課題を、現在どのように考えてアプローチしようとしているのか、お聞きいたします。

次に、3点目の146ページの企業立地推進事業854万8,000円のうち、元清海小学校校舎改修工事設計業務委託料224万円でございますが、それについても一度確認の意味でも教えていただきたいのが、質問1で、校舎改修の内容と目的についてお聞かせ願いたいと思います。それから、改修工事の概要が当然つながっていくと思いますが、改修工事の概要もわかっておれば、詳細を教えていただきたいと思います。

最後に、159ページ、道路新設改良費、勝浦荒川線道路改良設計業務委託料600万円、これについては同僚議員が一般質問や質疑で、120分近い時間を費やして、申請者が開発する林地開発区域に関する公共施設の取り扱い協議書の解釈について質疑応答されておりました。私もこの問題、どのような問題かなと思って、自分なりに冷静にというか、客観的に調べまして、質疑応答の中で、事業者は道路をつくる義務はないというのは、どうもそこにひっかかったということで、そのような答弁について理解に苦しみますので、そこでお尋ねいたします。

まず、質問1ですが、この協議書は開発区域内に含まれる従前の公共施設（法定外道路）は用途廃止を行い、新設道路、拡幅道路とつけ替えするものとするというようなことが決められております。ですから、申請者が道路を整備することは、当然、協定の中の締結された内容でわかる。その内容の帰属についても、申請者が管理者に対して、道路の引き渡しを行うということになっておりますし、そういったことを含めると、答弁で道路をつくる義務はないという答弁については、どうもそこに不一致を起こすのですが、それについても一度解釈を教えていただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。まず1点目の道の駅整備事業に関しましてでございますけれども、1点目の948万3,000円の積算根拠ということでございますけれども、今後、基本計画を策定していくに当たりまして、どの事業方法を選択してよろしいか、この手法検討の調査のための業務委託料ということでございまして、具体的な積算根拠はあれですけども、この調査業務ということで計算してございます。

続きまして、2点目の業者選定でございますけれども、年度当初に公募による業者募集を考えてございまして、年度早々業者を決定したいと考えてございます。

3点目のスケジュールでございますけれども、昨日もちよっと触れさせていただきましたけれども、その事業手法につきまして、スケジュールも変わってまいります。昨日申しましたP P P・P F I型ですと、今後基本計画、その中で民間活力導入可能性調査、民間活力の導入が可能ということでありましたら、その後アドバイザー業務、そういったのが発生してまいります、その後設計業務に入りまして、施工という流れでございます。また、公設によりますと、若干作業工程が省かれる関係で、工期も短くなると考えてございます。

続きまして、2月11日にお願いしました道の駅のシンポジウムでございますけれども、3名の先生方によります貴重なご意見をいただきまして、道の駅を整備いたしまして、継続的に管理運営できるように、そのご意見を踏まえまして、建物の整備とともに、あわせて検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、まちづくり事業でございますけれども、平成28年度は2団体、鵜原区と松野小松野地区、Z P倶楽部にお世話になっておりまして、さらに大森地区も手を上げていただいております。4地区につきましては、市内、勝浦、興津、上野、総野、4地区でございますので、それらバランスをとりまして、4地区が理想と考えておりまして、現在、1地区足りない状態でございますけれども、残り、バランスを考えますと、勝浦地区につきましては、再度、各区長初め、周知させていただきまして、4地区、これから事業を行ってもらうように検討してまいります。

続きまして、企業立地でございますけれども、856万4,000円のうち、校舎の改修につきましてでございますけれども、現在、屋上のほうで雨漏り等々が確認されるということでございまして、まず、主に外観ですね、雨漏り対策と高圧受電源設備、キュービクル、こちらも修繕が必要ということでございまして、主にそれらの改修に向けた設計業務ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、宅地開発においては、6メートルの道路への接道義務があり、開発行為の許可の要件であるものであります。それに対しまして、太陽光などの林地開発においては、道路への接道義務がまずありません。そして、また公共施設整備に関する協議書の大きな項目1の（2）の解釈であります。今回、太陽光事業を行おうとするエリアに赤道が全て含まれていて、その開発を行うに当たって、用途廃止の申請が上がりました。全て個人もしくは1社の所有地内に含まれた赤道でありましたので、それは用途廃止の要件を満たしているものであります。この法定外道路、いわゆる赤道と今回つけ替えていただく道路との交換をこれから行うわけですが、この（2）に書かれている道路つけ替えするものとするというのは、新たにつくった道路との用地の交換を意味しておりまして、これが全て整備を完全にするというものものではございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 先ほどの土屋議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、企画課長より答弁をお願いします。

○企画課長（軽込一浩君） 大変失礼いたしました。1点目の道の駅の整備事業の業務委託料の内訳でございますけれども、項目で申し上げますと、まず先行事例の調査、あと市内事業者への参

入移行調査、また導入期の規模の検討、施設の出るプランの検討、また基本計画案のとりまとめ、また官民連携事業スキームの検討、民間事業者移行調査、VFM、バリュー・フォー・マネー、事業手法によって、どれが安いのかという、その辺の算定ですか、あと官民連携事業の事業化に向けた課題の整理、そして最後、報告書の作成、これらに基づいた業務をお願いいたしまして、その分での計上額という見積もりを頂戴しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） それでは、道の駅整備事業から質問いたします。前の議員全員説明会でしたか、道の駅構想の絵を私たち議員に提示されて説明された。それは当然コンサルタンが絡んでつくられたと聞いてますんで、その948万3,000円という予算額は、そのコンサルタントが調べるためにどのぐらいかかるんだという見積もりいただいて、それを計上していると思います。それはそれでいいと思います。私は、2月11日、道の駅シンポジウムについて、櫻井先生が提案された勝浦市農業の概況、付近の直売所との関係、勝浦朝市との関係というものが非常にあるなということで、特に付近の直売所、あるいは例の農業の概況から来る、供給する農家がどの程度あるのかとか、また5年後の高齢化に伴って、どこまで供給が保たれるのかとか、水産業との兼ね合いをどういうふうにか考えるのかとか、非常に課題が残されているということなんです。

これはあくまでも新規事業の予定で、予算編成方針の第9番目に新規事業の計画については、財源確保の見通しを立てて、事前に決裁を受けるということになっているわけですが、特に南房総市は今現在8つあるんです。でも私が調べたところでは7つの決算状況、平成25年から27年までの3年間の調書いただいて、調べたら、基本的にそれぞれ7つの道の駅が全て指定管理収入を入れて、辛うじて300万円、400万円、中には50万円とかいう収益を運営施設の会社が出していると。非常に厳しい。指定管理者に委託するというのは、全部市の持ち出し、税金から持ち出しですから、それがなければ、なかなか利益が出てないということで、確かに拠点づくりになって、まちの公共施設的な、要するに税金を投入して拠点づくりすることには意義があるんだと思いますが、財政が厳しいとか、将来の消滅都市を逃れるという中に健全なる持続できる自治体を創出するためには、経営的な視点というものがなくなかなか難しい。私はさっきの櫻井教授が指摘する問題について、庁内でどの程度、その辺について検討して、それも含めて今回調査業務に入っていると思いますが、そういう形でよろしいのかどうか、もう一度確認いたします。

それから、まちづくり活動推進事業、わかりましたが、私も過去の一般質問で、まちづくり住民主導型をどうして自主的に地域づくりをしていいかわからない。トップとか執行部、それぞれ地域がある。それに対して鳥取県智頭町は、プランニングアドバイザーを入れて、日本一のむらづくりというので、そういう方を立ち上がるまで先生役で生かして、それぞれの集落が誇れる集落、観光名所になるようにというので、智頭町が日本一のむらづくりで国から表彰ももらいました。そういう形の中で、プランニングディレクターではなくて、トレーニングアドバイザーみたいな方を投入して、その地域に行って、地域の実情に合わせて、地域でそういうまちづくり推進事業を進めてくださいよという、そういう丁寧な対応が今後必要だと思うのですが、それについてお聞かせください。

それから、企業立地の推進事業、元清海小学校の校舎改修については、設計業務が224万円、

これから来る改修工事会社というのは、設計しなければわからないのか、あるいは今現在どのくらいの工事予算額になるのか、それに対して教えていただければと思います。

道路改良費の例の荒川線の問題でございますが、私も同僚議員の一般質問とか質疑の中で質疑応答を聞いていまして、協議書内容から、特に道路の幅員が法面を含めて11.5メートルと、私も、正直言って、上のほうで合っていると思ったのが、歩道も入れて、排水も入れて、平地で11.5メートル、協定書の中で変更されているのではないかと。そういった中のことも、予知をするわけです。協定書の字句を見たときには、そんな解釈全くないし、行政経験豊かな人に私も勉強不足だから聞いたら、道路というのは基本的には排水設備をセットするのが新しい解釈で、例えば非常に狭いところで、現況アスファルトしかできないというところは別として、普通新設道路をつくるときは、道路と排水設備をセット、まして、清掃センターへ行くところは、ちょうど排水設備はついているじゃないですか。ああいうのが一般的に市民が願うことで、だから私は今回の事業の計画に際して、市がやらなくちゃいけないことは、原則論でいかにくちやいけない。別に排水設備をつけなくちゃいけないというのではなくて、排水設備をつけるのが原則だと言え、市民のためとか、市の財政を考えたときに、原則論で開発区域の中の赤道をつけ替え道路にするときに、そこまでつづることが私は必要じゃなかったなということがあります。同僚議員もそのようなことで、私がかもし立場が違ったらということ強く言っていましたから、いろんな人に聞いても、道路の中に排水設備をセットして、協定のときに強く、過去の答弁の中で、事業採算性があるとか、いろんなことで譲歩したということ、譲歩という言葉はおかしいかもわからないけど、そういうことがあったということがありました。でも、私たちの説明に、道路をつくる義務はないということは、あくまでも適切な言葉じゃなかったことは認めていただかないと、どうも理解に苦しむということで、もう一度、この辺を含めて、答弁が時間がたつとともに、協定書の内容も変わってきたから、そこでお尋ねしますが、同僚議員も私も、もう一度協議しなくちゃいけないんじゃないのということに対して要望したいんですが、それについての答弁をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたしました。1点目の道の駅の整備事業につきましてでございますけれども、今後、予定してございます整備に当たりましての事業手法検討調査の中で、事業手法の中で民間活力、民間資金を活用したPPP・PFI、設計・建設・維持管理・運営を長期包括的に実施する手法だそうなんですけれども、この辺の民間活力を導入できれば、櫻井先生おっしゃった施設の有効活用ですか、継続的な運用、この辺も図っていけるのではないかとということで、その辺も含めた事業手法の検討を次年度してまいりたいと考えてございます。

2点目の住民参加型まちづくりでございますけれども、このビッグひな祭り期間中に鶴原地区におきましては、王朝まちづくり、それとあわせて理想郷にひな飾りを飾られました。また、松野小松野地区におかれましては、竹灯籠まつりということで、齋藤先生いらっしゃる2年前までは、まさか理想郷にひな飾りが飾られるとは、また松野地区に第5駐車場まで用意して、さらにあふれるようなご来場者がいらっしゃるような事業、これらが実現できるとは、私自身想像できませんでした。私自身としては、先生のご提案された住民参加型まちづくり事業につきましては、一定の成果があったと認識してございます。

そういう中で新年度予算におきましては、新規事業として、未来に残したい勝浦の風景再発

見整備委員会、これは準備委員会ですけれども、また新たな視点で今後まちづくりを目指していきたいということでございますので、広く住民に参加いただきまして、例えば新しいというか、今まで気がつかなかった観光資源の発掘を、近隣ですと君津市の濃溝の滝、これはSNSによって情報が拡散されまして、多くのご来場をいただいていると、こういう先進事例も踏まえまして、まちづくり事業を今後展開してまいりたいと考えてございます。

そして、3点目の企業立地推進事業でございますけれども、清海小の工事事業費につきましては、今後設計業務を踏まえまして、どの程度工事が必要かに工事費はよると思いますので、設計業務の結果を待ちまして、その辺、補正予算対応をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、道路には排水設備がセットであるというご質問であります。昨日もご答弁いたしましたとおり、道路構造令の上では、必要があれば側溝をつくるというものであり、必ずしもセットを意味しておりません。また、勝浦市の市道認定基準においても、路面排水施設として側溝が布設され、流末処理が適切に処理されていること、または側溝ができる状態であることを市道認定基準としておりますので、そのとおりであると思います。

それと、道路をつくる義務がないということの理由ですが、最初の宅地開発計画が都市計画法に基づき計画されて許可がおりているものであります。これには道路への接道義務があるというのは先ほどお答えしたとおりであります。太陽光開発の林地開発においては、森林法の適用を受け、ここにおいては道路をつくる接道の義務がないというものから、これまで今回の太陽光の林地開発業者には、道路をつくる義務がないということをお答えしてきたものであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 道路からいきますが、林地開発においては、道路をつくる義務はないのわかりました。でも、協定書の中には、道路をつくる義務がない事業者はつくると書いてある。申請者がつくると。だから、これについては義務があるんでしょうということが趣旨だと思います。私も勝浦荒川線は若いころからよく利用しました。渋滞時にはあの道をよく通ります、狭いけど。私のお客さんも何回か、右側の排水路に車を落として、SOSが来ました。排水だけはよかったです、道は狭かったけど。そういった中で排水というのがなければ、道が冠水したり何かしたり、困るわけです。課長が答弁で、原則はと言ったじゃない。今度原則を外して、つくる必要とある場合があると。道路は原則として排水設備がと答弁しているんじゃないですか。答弁が変わっています。市民サイドに立った中で、今回の太陽光の林地開発に市道使わないでと協定が関係なければ、その後所有者の所有あって、新しい課長、荒川線市道計画だってしてもよかったわけでしょう。長い間、あそこ待たされたんですよ。串浜企画が宅地開発をやるから、やるから、それまで待ってください、待ってください。それは先輩同僚議員も何度何度も勝浦荒川線、あそこの道路は昭和の合併のときにさかのぼって、そういうのを含めて直さなければいけない重要な道路なんですよというぐらいあったんです。やっとここで太陽光発電のときに、今まさに宅地開発の図面どおりの中で仮設道路みたいなのが通っているわけでしょう。過去に見せてもらいました。串浜企画の図面には、全く平面図だったけれども、高

低差はわからなかったけど、仮設道路みたいなのができているわけですよ。そういうところで赤道を譲って、事業開発に、企業に協力したんなら、その見返りとして、市民のために、市として道路、6メートルと言わなくてもいいです。4メートルでも排水設備つければ。だから、そういった中で協議して、相手の事業者の事業採算性とも考慮しながら詰めていくのが市の役目じゃなかったかと私は思っております。

次に、道の駅整備事業については、今後、コンサルタントの来る中で3人の専門家による検証も、評価も、分析もされると思いますので、それについては私どもも十分検討させていただきますが、報告書ができて、持続可能な自治体のための財源持ち出しがないような、そういったような事業になっていただくことを要望しておきます。

次に、企業立地推進の元清海小学校の設計業務について、今後、設計業務を待って、工事額はわかると。どのぐらいかかるかわからないわけですよ。これについては20号で影響してくると思いますので、そのときに質問いたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 何点か質問させていただきます。まず、75ページの総務管理費、防犯灯整備・管理事業についてであります。ここには1,800余りの既存の蛍光灯に対しまして、その維持管理と、新たに既設のLED、新規のLEDということで、新規は10基増設するというか、更新するという計画になっておりますけれども、これで見ますと、183年かかって今の既存の蛍光灯がLEDに切りかわっていくような、そういったテンポが読み取れるんですけども、余りにも何もしないと同じような状況ではないかなと思うのですが、成り行きに任せて、更新すべき古くなった蛍光灯だけを対象にしてLEDに切りかえるというような計画になってしまっているのではないかと思うのですが、どういう考え方でこういう計画なのかということと、道路照明灯の維持管理については、どういうことを課題としておられて、例えば古くなった道路照明灯を新しく更新する場合はどうされているのか、LEDにされているのか、それは今どれぐらいまで更新が進んでいるのか、道路照明灯については、道路の安全にかかわることですから、もっと進んだ対応がされているんじゃないかと思うのですが、その辺で対比として、どういう維持管理状況にあるかをお伺いしたいと思います。

続きまして、77ページ、徴税費、賦課徴収費の中に含まれているんじゃないかと思うのですが、事業所に勤めておられる職員の給料から市県民税を天引きする際に、事業所に対しまして、その従業員の特別徴収税額通知書というのを発行されると思うのです。そのときに、それぞれの従業員お一人お一人について、その方のマイナンバーを役所のほうで記入をして、それを事業所にお送りするような準備を今されていると思うのですが、マイナンバー法の19条が根拠になっているようなんですけども、番号法の19条は、できるという規定であって、しなければならないという規定ではないと思うのです。だから、従業員の一人一人についてマイナンバーを記入して事業主に通知することができるということではあります。けれども、しなければならないというものが19条ではないと思いますので、このマイナンバーをつけた特別徴収決定通知書の発行はやめたほうがいいのかと思います。今記載の方向で準備をされておりますけれども、そのために書留の郵便で発行するとか、いろいろな対応を考えておられるとは思いますが、一切やめてしまえば、普通郵便で通知できますし、自分はマイナンバーのそういうところに記載してもらいたくないと思っていらっしゃる一人一人の個人の方々のそういった権利

というか、プライバシー権を侵すことにもならないわけですので、マイナンバーの記載は、特別徴収決定通知書においてはやめたほうがいいのではないかと、やめるべきだと考えますけれども、ご見解をお伺いします。

続きまして、112ページの児童福祉費、認定こども園整備事業の設計業務委託が計上されておりますが、認定こども園の整備につきましては、幼稚園児の子どもたちが帰るまで、一日の過ごし方がまだ確定してませんでしたよね。12月議会でご質問しましたけれども。それが確定していないと、実際それにふさわしい設計業務というのは手がつけれないのではないかと思います。その一日の過ごし方も、認定こども園の一日の子どもたちの過ごし方、基本的な、毎日毎日、朝来て、どうして過ごして、どこで午睡をとるのかとか、そういったことも含めまして、詳細なカリキュラムといいますか、過ごし方が決まってませんと、設計には入れないと思いますけれども、その一日の過ごし方は今の程度煮詰まってきたのかお伺いしたいと思います。

あと、181から185ページ、小学校費、中学校費の費用についてなんですが、ここの要保護及び準要保護支援の新入学児童学用品費が、ほぼ2倍に来年度から増額されるという国の施策があると思うのですが、それに対応した要保護の方々への対応になっていると思うのですが、準要保護の方々へも新入学児童学用品費が増額されるような、そういった対応になっているのかどうか。それをトータルではどうなっているのかわからないので、個々の児童・生徒に対してどう対応をされるのかをお伺いしたい。

それと同じように、小学校費、中学校費の費用の中にエアコンの設置とかエアコンがないんですけれども、エアコンにつきましては、長生郡市のほうでも次々とエアコン設置を決める市や町が生まれておりまして、去年の夏の暑さも非常に大変な暑さがありましたので、エアコンの設置はますます必要性が増していると思うのですが、これにつきましては、どういう考えでいらっしゃるのかお伺いしたい。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。防犯灯の維持管理補助金ということでございますので、これにつきましては新規につける10灯ということで今回予算計上はしているところでございます。これにつきましては、現在、各地域でつけているもののほかに新規で区のほうから要望があったものにつきまして設置をする金額、10灯ということで予算計上をしております。

議員のほうからLED化の促進というような意味合いでのご質問だと思いますが、今回、平成29年4月から防犯灯の補助金の内容を少し変更させてもらっています。この内容につきましては、これまで防犯灯の電気代の一部を勝浦市が補助していました。この金額につきましては、1灯につき1,110円でございます。普通蛍光灯の電気代につきましては、大体4,000円ぐらいかかるというところでございます。LED化の促進ということで検討した結果なんですけれども、この中で電気代を今1,110円のところをLED灯にしますと、年間1,500円ぐらいの電気料になってくるという計算でございます。これにつきましては平成28年3月の10ワットの電気代、これを133円掛ける12ということで1,600円弱というような金額になっています。今回、LED化に変えたものにつきましては、その部分、その当年度の前年度の3月分の単価を掛ける12相当分を補助金としてLEDをしたものについては支給する。そのほか、普通の蛍光灯については従前のおりに1,110円ということで、その金額の差につきましては、各区のほうでLED灯に直してもらおう。修繕とかで直した場合につきましては、最終的には電気代につきましては市の

負担のほうで相当分を支払うことができるという作用を持った補助金に変更しているところがございます。これによって、将来的には勝浦市の防犯灯を全部LED灯に変わったときにつきましては、電気代につきましては、その相当分につきましては、市の補助金という形で賄えるというような計算でございます。

なお、この修繕費とかにつきましては、各区のほうでまた状況が全然違ってきます。平成28年度に各区の蛍光灯、LED灯を調査させてもらいまして、その中で先行しているところ等がございますので、そういうところにつきましては優先的にLED灯で平成29年4月からにつきましては、1,600円弱の相当分の補助金と。これから変えるものにつきましては、徐々に1,600円を支給していくということをするということによって、LED化の促進になるということで、今回の予算計上ということにしてございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） 特別徴収事業所に対する番号法の取り扱いについてでございますけれども、番号法の19条に基づきまして、特別徴収額決定通知書、特別徴収義務者用という特別徴収義務を行う事業所に対する一覧表には、番号は記載して通知するよう国からの通知を受けてございますので、勝浦市においては事業所向けの通知書には番号を入れますけれども、個人に渡ります給与所得に係る特別徴収額決定通知書（納税義務者用）ということで、個々の従業員様に配られるものについては個人番号は記載いたしません。法律上、番号法19条第1項では、できる規定ということでございますけれども、私、法律そのものを今手元に持ってないんですけども、この規定に基づいて個人番号利用事務実施者である私ども市町村から個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者への個人番号の提供という番号法の手続に基づく通知というふうに理解しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 道路照明灯の維持管理状況についてお答え申し上げます。まず、蛍光灯など、球切れの場合には、球交換を行っており、また、本体の交換が必要になったものについては、その際LED化に変えております。また、トンネル内の照明灯も同様に、全体を更新する必要がある場合には、そのときにLED化を図っており、これまで勝浦荒川線、また松部吉尾鵜原線の一部、それと今年度市道墨名部原線の出水トンネル、また新官トンネル、これらの工事を今行っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうは、認定こども園の設計に関するご質問でございますけれども、過ごし方は、確定がしていないと設計ができないのではないのでしょうかというお話ですけれども、おっしゃるとおり、過ごし方、利用の方法等が明確でないと、設計に反映することはできません。しかしながら、現在、設計業者を確定したところでございますので、まだ明確な利用については、今後4月に設計に関する打ち合わせの中で徐々に決めていきたいというふうにスケジュールを組んでおりますので、現在のところは、まだ明確にはなっておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。小中学校の要保護・準要保護児童・生徒に対する新入学の学用品費等についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、現在国の

ほうでも案として提示されているということは伺っておりますが、今回の予算につきましては、従来の金額で予算を要求してございます。これは正式決定した場合におきましては、補正等の対応でしてまいりたいと考えております。

次に、エアコンの設置についてのご質問でございますけれども、現在、各学校におきましては、保健室、パソコン室、職員室にエアコンが設置してございます。普通教室につきましては、数年前に、全ての普通教室には扇風機ということで設置をさせていただいております。今後、エアコン等について、今現在の段階では、普通教室への設置については検討してございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 防犯灯につきまして、今補助金との関係で、LED化に移行するようにと、そういう政策的な手だてをとっておられるということなんですけれども、まず、大前提として、各区の区長を初めとして、そういう方々に周知が必要だと思っておりますけれども、周知をされて、それがどんどん進んでいるという状況なのかどうか、その転換のスピードといいますか、年ごとにどれぐらいの規模で転換が進んでいるのか、その辺は今バロメーターというか、お持ちなんでしょうか。大体何年たてば、おおむね全体が転換できるというか、更新できるんじゃないかという、そういう見通しにつきましては、どのようにされているのか。それがもっと前倒しというか、早く実現するためには、努力すべき課題があると思うのですけれども、それをどのようにお考えになっておられるのか。こういう制度を周知するということは大前提ですけれども、周知をした上でそれが転換がうまく促進するような手だてをどう考えておられるのかというのを再度お伺いしたいと思います。

それから、マイナンバーなんですけれども、私が問題にしているのは、番号法の19条は、通知書に通知することができるという規定であって、記載をしなければならないという規定ではありませんので、今回、特別徴収決定通知書の発行の仕方として、いろいろ手引きが出ているんだと思うんですけれども、その手引きに書かれているのが、番号をつけて発行しなさいという内容であるのかもしれないけれども、番号法そのものにはその根拠がないんじゃないですかというのが私のお尋ねなんです。だからやめるべきじゃないかということを申し上げているのであって、国の指導が番号をつけろという指導だというふうにお答えになったのですが、その根拠は番号法そのものにはないんじゃないですかということなんです。確かに実際には番号をつけなければならないとはなっていないので、検討すると、全国的にも市長村に広がっているんです。だから、そういった点で勝浦でもそういった対処をすべきではないかと思っておりますので、その実際の法的根拠があるのかないのかということをお尋ねしたい。

認定こども園の過ごし方についてはまだ固まってないということなんですけど、それはいつまで、どうやって、どういうスケジュールで確定していくのか、その辺の見通しといいますか、計画、スケジュールをどういうふうにお持ちなのかをお尋ねをしたい。

それから、協議ただけで、実際トライアルといいますか、本当にそれがふさわしいのかどうかというのをどう検証されるのかということのも大事だと思うんですけれども、時間的なこともかなり余裕を持った対応が必要なんではないかなと思うのですが、その辺の先々の見通しをどうお考えになっているのかをお尋ねしたいと思います。

要保護及び準要保護への新入学児童、学用品費の増額の件なんですけれども、国のほうの予

算が確定してから補正で対応するという事なんですが、そういう対応もあるんですが、それを見越して、既に3月議会で増額を決めようとしている自治体もありまして、そういう点で確定することを見越して、すぐ4月に支給できるようにということで対応している自治体もあるわけなので、勝浦市がそのような対応をぜひすべきだったんじゃないかと思うんですけども、その点について、それを見越した、先手先手でやっている自治体も現にありますので、なぜそういう対応をとらなかったのかということをお尋ねしたい。

エアコンにつきましては、教室に設置という点につきまして、早々に検討すべきではないかと思うのですが、検討の必要性についてどうお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中ではありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答え申し上げます。周知方法ということでございますので、これにつきましては予算計上しているということでございますので、この3月の議会が終わったときに、すぐ各区のほうに周知したいと考えております。また、この変更の速度ということでございますが、蛍光灯の耐用年数というのは、塩害とかがございまして、一概に何年だということとは申し上げられませんが、LED灯の耐用年数は標準で9年ということになっております。それを勘案しますと、蛍光灯も同様だということでございますから、10年ぐらいで蛍光灯からLED灯に変わるというような予測はしているところでございます。

なお、修繕費等につきましては、従前、各区のほうでやっております。これにつきましては、防犯灯というのは、市民に直結しているものでございまして、市が補助金等である場合につきましては、やはり入札とかいうような時間的なものがございまして、そういうものを検討した中で、電気代相当額を補助しようというような形の補助金の変更ということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。特別徴収税額の通知書に個人番号記載の根拠ということで、番号法19条は提供することができる規定であり、義務ではないのではないかとご質問でありました。実は昨日、千葉県総務部市町村課を通じて総務省自治税務局市町村税課から、平成29年分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書の送付に係る留意事項についてという文書が来ておりまして、まず番号法を記載する法的根拠については、議員ご指摘の第19条第1項の規定により、特定個人情報を提供することができますと書いてございます。この規定を受けて、特別徴収に関する事務において個人番号利用実施事務者である市町村長は、地方税法の規定並びに地方税法施行規則の規定の定める様式によって特別個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額決定通知書を送付することになっております。したがって、地方税法や地方税法施行規則に定める様式を定めておることから、通知をする際にその欄の削除等は認めておりませんし、公平公正な課

税を行うために特別徴収義務者と市町村間との間で正確な個人番号を共有することができるよう特別徴収額決定通知に個人番号を記載することとしており、個人番号利用実施事務者である市町村は地方税法並びに地方税法施行規則の定める様式により、その決定通知を番号を記載した特別徴収税額決定通知を送付することとなる。したがって、個人番号の記載を不記載にしたり、アスタリスクで消すことは認められておりませんという通知が来ております。したがって、番号法そのものについてはできる規定でありますけれども、これを受けて公平公正な課税処理の事務の実現、効率化につながることから、地方税法や地方税法施行規則が改正されており、この規定に基づいて市町村は番号記入して通知するというようになっておるということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず初めに、1回目の答弁のときに、私が設計業者が確定いたしましたということで答弁させていただいたんですけれども、正しくは、最適設計候補者が確定した段階というふうに訂正させていただきます。そのようなことで、2つ目の質問の、どうやってスケジュールの見通しされますかということですが、設計業者のほうとまだ一度も打ち合わせ等していない段階でございます。そのようなことで、設計業者のほうと打ち合わせに入ってから、その辺の内容について、現場の職員も含めまして、決めていきたいと考えております。

内容についての検証というご質問でございますけれども、これにつきましては、県の子育て支援課のほうに、案が固まりましてから、内容の確認をしてもらおうということで考えているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。額の変更について、当初予算に盛り込むべきではないかというお話でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、この額の変更については、まだ正式決定をしていないという状況でございます。また、決定時期についても、いつ決定するかということも、現在のところ伺っておりません。したがって、年度当初予算につきましては、従来 of 金額で予算を計上させていただいてございますが、先ほども申したとおり、正式決定した折には補正で対応してまいりたいと考えておりますので、その点、ご理解をいただければと考えております。

次に、エアコンの設置についてでございますが、確かに夏場になると暑いという状況が続いております。ただ、エアコン設置につきましては、学校にエアコン設置となると、通常の100ボルトではなく、大型の200ボルトのエアコンとなり、それを普通教室に複数配置となると、エアコンの設置のほかに電気工事、キュービクルの容量も足りなくなることも考えられ、この設置工事につきましては、勝浦市内、複数校、学校もございますので、相当数の多額な金額になるというふうに考えられます。ということもありますので、現在のところはエアコンの設置については考えておりません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 防犯灯の整備・管理なんですけれども、10年程度で更新を図りたいということなんですけど、電気代の補助だけでスピードをもってやれるのかどうかというところを十分検討していただきたいと思うんですけれども、今までの蛍光灯からLEDに器具を取り替えるとな

ると、初期投資で結構お金がかかるんじゃないかと思うのです。それに対する補助なり何なりも考えないと、一時的な出費があるとなれば、将来電気代が安くなるとしても、このお金出せるのかどうかというためらいも起こると思うのです。総合的な促進策を大いに、いろいろな手だてをとっておられる努力は認めますけれども、さらにこれが促進できるような手厚い対応をもっとお考えいただきたいと思うのですけども、そういうことも含めた検討をぜひいただきたいと思いますけども、見解はいかがでしょうか。

あと、マイナンバーをつけるができるということなのでやるというお答えなんですけども、できるからやるということでもやられても困るなと思うのです。できるんだけど、やらないということも選択肢としてあるわけで、やらなければならないという指導を総務省がやっているとすれば、余りにも行き過ぎているのではないかと思います。

個人番号を市役所のほうから勝手に記載するようであれば、私のところでは特別徴収をしないという事業所もあるやに聞いておりました、そこまで厳密な取り扱いを事業者としてされる場合もあるんだろうと思うのです。事業者の側は、通知をされたものが漏れてしまっただけでは罪に問われるというような立場でありますので、厳密な取り扱いが課されていますので、そういった対応もあってもおかしくないわけです。ましてや個人につきましては、自分のナンバーを漏れいするようなことは許さないという方々もいらっしやいますけれども、勝手に市役所が事業主にその方の番号を通知するというのですから、それはその個人から見れば、自分の番号が漏れいしているということになるかと思うのです。だから、できるからやるというのは、根拠として成り立たないと思うのです。しなければならぬからやるということではない限り、これは第19条を根拠にしてやれないと思うのですけども、改めて検討していただきたい。こういった問題が指摘されているので、どうなのかということを含めて国とも協議をした上で、どう対応するかを検討していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

認定こども園につきましては、設計のほうでいつまでという締め切りというか、そういうことがはっきりしてからスケジュールを考えたいという感じのご答弁なんですけども、それは本末転倒であって、こういうことがきちっと決まらないうちに設計には手がつけられないということだと思えます。だから、しっかりした段取りで、なるべく設計業務を遅らせないようにスケジュールを立てて、こういった子どもたちの過ごし方を綿密に固めていくという作業が必要なんだと思うのです。だから、設計事務所との打ち合わせ云々以前にきちっとスケジュールを立てて、今現に、過去から始まったことで、これから初めてやろうということではないはずですので、既に定期的な協議の場を設定されているんじゃないかと思うのです。されてないとおかしいと思うのですが、次回、あるいは前回、どういう頻度でこういった打ち合わせの場をお持ちになっているのか、それをさらに促進というか、密にしていくということで準備をしていくということになるんじゃないかと思うのです。これまでのそういった積み重ねと、これからのスケジュールを改めて綿密にお考えいただく必要があると思うのですけど、いかがでしょうか。

小中学校の入学児童、学用品費の増額対応について補正でということ、国のほうの決定を待って補正で対応しますということなんですけれども、4月から入学してくる子どもたちのために対応をいち早くという市町村もあるわけですけども、そういった例にも学んで、こういうことに対応していただけるように今後お願いしたいと思います。

それから、エアコンにつきましては、そういった費用もかかるし、ちょっとした工事も必要だということになれば、早々に検討を進めて、年次計画といたしますか、例えば3年生や6年生という卒業する生徒の教室から先に設置していくとか、そういったことも含めた検討を即座に開始すべきじゃないかと思うのです。そういう点でそういった対応をとっていただけるかどうか、お尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。平成28年度に防犯灯の調査をさせていただきました。その中でLED灯に促進をしているということで、既に墨名区につきましては50%、上野区につきましては55%、松野区については38%のものが今LED灯に変えてもらっています。今まで変えてもらった人の有意性とかがございます。先にこちらのほうからLEDにしてほしいとお願いをしているものにつきまして、そのものはどうするんだというところはありません、それを修繕費等で行いますと、前に変えたものについてはどうするのかということがございまして、今回は電気代というような形で補助金の改正をさせてもらっているところでございます。

今回、先ほども申しましたけれども、蛍光灯がかかる電気代、4,000円と申しましたけれども、この中につきましては、蛍光管の取り替え修繕料を含めまして4,000円ということでご理解いただきたいと思います。そうすると、LED灯電気代約1,600円というようなところの差額、これにつきましては区のほうの金額が払わなくていいということでございますので、そのランニングコスト等を考えますと、LED灯にするべき、そのほうが区のほうの負担も少なくなっていくということを周知をしていって、ご理解願いたいという形で促進していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。番号法そのものの導入の理念というのが公平公正な社会の実現であるとか、行政事務の効率化に資するというところから導入されたものであり、地方税法及び地方税法施行規則に基づいてこの番号記載により通知をなさいという自治省総務省からの通知を受けまして、記載をした通知を行おうとするものであり、現時点ではできる規定となっている番号法19条の規定であることから、記載をしないと検討するという考えは持っておりません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。設計業者との協議の場について打ち合わせをされているのではないかとございまして、これにつきましては、まだ契約もやっていないので、キックオフのほうもしていない段階でございます。しかしながら、ご質問のほうカリキュラム会議ということのご質問であれば、これまで数回福祉課と保育所と幼稚園のほうで集まりまして、今後の方針やこども園の内容についての打ち合わせのほうは詰めているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貴一君） お答え申し上げます。エアコンの設置について、例えば分けて工事ができないかというご質問であります。例えば3年生だけ工事を行うとか、小学校で6年生卒業するから6年生だけ行くと、分けて工事を行うということは、現実的にはそれはふさわしくないというふうに考えます。当然やるときには、工事を一斉に行うというやり方が一番ふさわし

いのではないかと考えます。例えば小学校6年生、教室につきました。小学校1年生はいいのか、低学年のほうがもっと大変じゃないのか、いろんな声が出ることも考えられます。不平等感というものが子どもたちや保護者の中に出ることも懸念されますので、工事を行うときには一斉に行うのがふさわしいのではないかと考えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番（磯野典正君） 私のほうからは4点質問させていただきます。

まず1点目は、150ページから151ページの商工費です。海水浴場の開設事業費ということで、今現在4つの海水浴場が開設されております。3.11以降、一度お客様が非常に減ってしまった。でも、今は大分増えてきたということで、海水浴場というものの特徴をもっと出していったほうがいいのではないかとということで、以前、課長にお話は簡単にさせていただいたんですけども、比較的波の少ない興津の海水浴場に、海の上のアスレチックみたいなものをご提案させていただいたことがあります。来場者を確保するために、そういったことも今後考えていただけないのかなというところで質問させていただきます。課長にお話しさせてもらったのは、逗子でビーチスプラッシュウォーターパークというのをやっているんですけども、9時から5時までの間、1日8回、1時間ごとにいろいろ変わっていくのですが、入場料が1人1,500円、子どもは1,000円というような比較的高値のものなんですが、そこに逗子市では振興券も使えますよということでやられているそうです。今回、プレミアム付商品券等もそういった場所で使ってもらえるようなこともできるのかなというふうに思いますので、その辺について聞かせていただければと思います。

続きまして、162ページから163ページの都市計画費、勝浦駅前の広場維持管理経費でございますが、駅前の南口の施設改修工事費800万円、待合所の設置とありますが、どの辺にどのようなものが設置されるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、184ページから185ページ、中学校費の遠距離通学生徒対策事業でございます。自転車置場の防犯灯というのがあるんですけども、防犯灯ではなくて、総野地区にも自転車置場というのが必要ではないのかなというふうに私は感じたので、以前課長にもお話しさせてもらいましたが、総野診療所あたりにそういったのがあれば、中倉のほうからとか、その周辺から来られる生徒たち、自転車で297まで出てこなければいけないという方もいらっしゃいますので、その辺についてご検討いただけるかどうかというところです。

もう一点は、以前一般質問等でもお話しさせていただいていますが、総野方面の路線、今32名が路線バスの対象ということでありますけれども、この生徒たちがバスをおりる場所、また乗る場所というのが、以前は駅でというお話だったのですが、駅じゃなくてもいいじゃないですかというお話をさせていただきました。その辺についてどのように協議されてきたかという部分と、新戸地区の中学生のお話もさせていただきましたので、その辺が新年度予算に反映されているのかどうかというところも確認させてください。

最後に、203ページの保健体育費です。市営野球場整備事業、今回出ているのは、グラウンドの整備ということで出てますが、どのような整備をされるのか、その辺確認をさせてください。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。各海水浴場、特徴を生かした方式もということ

で、いわゆる水上遊具、ウォーターパークと申しますか、こういったご提案もいただきました。海水浴場に関しましては、確かに3.11以降、いつとき海水浴客がかなり落ち込みましたが、平成28年度、また27年度については、おおむねそのぐらいの海水浴客の人口が戻ってきました。ただし、ただ単に海に来て、砂浜で寝そべってというような海水浴客というのは、ちょっと離れつつあるのかなというのを感じております。その一因としまして、どうも体に砂がついたりとか、そういうのが嫌なお客さんも結構多くいらっしゃるようで、プールだとか、また海水浴ではなく違う場所の施設、アトラクション施設等に行かれるお客様も流れておりまして、昔ほど海水浴客が増えるというのは、今ところちょっと望めないかなと思っています。そんな中、今、磯野議員からご提案ありしたように、ウォーターパーク、昨日、照川議員のほうからもマリンスポーツの見通しという話もございました。このウォーターパークにつきましても、大きく捉えたジャンルの中では、一種のマリンスポーツというふうに私も捉えております。そんな中で、今後、地元区とかの漁業者も含めまして、調整しながら、いい集客の方法として、今後着地体験型事業というような形、観光協会とあわせて進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 続きまして、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。勝浦駅南口駅前広場施設改修工事費の内容であります。待合所の設置工事費であります。設置場所につきましては、南総タクシー側、いわゆる一般車両乗降場所に1基建設する予定であります。大きさおたしましては、屋根の大きさ約13メートルのものにする予定であります。ちなみに平成27年、平成28年と、同様に1基ずつ設置いたしましたが、そのときの大きさは7メートルくらいのものであり、今回の設置予定のものは、それよりも大きいものを予定しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。まず、自転車置場の設置についてのご質問でございますが、議員のほうから総野地区の自転車置場ということでご質問ございました。教育委員会のほうで現在最終的な交通手段の何を利用するか、手段について、その乗り場までの手段、いわゆるバス停等まで、どのような手段で来るかということも含めて、今とりまとめを行っている状況でございます。これによりそれぞれの乗り場の状況がわかりますので、その状況により対応してまいりたいと考えております。

次に、路線バスのおりる場所等についてのご質問でございます。このご質問については、以前にもこの議会の中でご質問がございました。これにつきまして教育委員会また業者等でいろいろ検討協議してまいりましたが、4月当初、今回統合の最初の対応といたしましては、路線バス及びスクールバス等におきましては、登校時は塩田病院前で下車していただく。帰りについては勝浦駅から乗車していただくということで、保護者のほうには、アンケートの中にもそのように記載をして、今回調査を行わせていただいております。4月からこのような対応で進めていただきまして、4月以降、いろいろな状況を見ながら、必要に応じてさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、新戸地区のバス代についてのご質問であります。このことにつきましても、前回の議会の中でもご質問がございました。それにつきまして教育委員会のほうでもいろいろ市内の状況であったり、他地域の状況を慎重に審議をさせていただきました。その結果、統合前から

勝浦中学校区として登校していた生徒につきましては、補助対象にはできないというふうに判断をいたしました。そのように対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。北中学校のグラウンドにつきましては、今野球場の建設計画等もあるんですけれども、当面、使用しやすいようにというふうなところで、1つは、現在のテニスコートの周りにある防球ネットを撤去することによって、野球場ライト部分がテニスコートによって狭い部分がありましたので、その辺の野球のグラウンドとしての広さを確保できるというところで、そういった防球ネットの撤去を行います。

もう一つは、北中のグラウンド全体の改修というところで、以前隣に市営野球場があった当時は、野球以外でもゲートボール、グランドゴルフ、そういった生涯スポーツであるとか、小学生のソフトボールであるとか、いろんなことで使っていたんですけれども、今そういった活動については民間の方の土地を借りているとか、そういったような活動状況もございますので、また、国際武道大学のほうも、ソフトボール部であるとか、サッカーの同好会であるとか、そういったところがぜひこの北中のグラウンドを使いたいと、そういった要望も来ておりますので、現在の北中のグラウンドの状況とすると、トラックとかフィールドの部分に非常に段差がある、またテニスコートの部分とも意外と段差がありますので、その辺をフラットにして、いろんなスポーツに使用しやすいような、そういった状況をつくっていききたいというふうなことで、そういった工事を考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 海水浴場のほうは、タイミングを見ながらというか、観光協会のほうと進めていっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

駅前前の待合所に関しては非常に大きいものになるんだなというふうに思ったんですけれども、そう考えると、あそこには今ない状態になっていますので、早い段階で設置していただければなと思います。

中学校の件ですが、統合前から新戸学区の子たちは勝浦中学校に通っていたからというお話でしたが、今回、新制勝浦中学校ですよというような意味で考えた場合に、ちょっと柔軟に考えていただけたらというのが私からの希望です。会派で以前にもお話させていただきましたが、嶺南中学校を視察させていただいたときに、3キロ以上の通学距離のある人たちにはバスを使って結構ですよというのがあるというお話もされてましたので、地区がどうのではなくて、距離という部分で見ただけの場合には、新戸学区の人たちもちろん入ってくると思いますし、ほかの地区の人たちも入ってくる可能性も出てきます。そういった部分も含めて、ちょっと柔軟に考えていただけたらと思いますが、それについて答弁をいただければと思います。

また、私が提案させていただいたのは、総野地区のワンマンバスを利用する生徒たちは、黒潮台でおりて苗代台から乗ってくるというのが一番理想的ではないのかというようなお話をさせていただきました。その中で回答があったのは、業者のほうから長時間にわたって停車するのは難しいという話もされてましたが、同僚議員からもお話があったと思いますが、あくまでもワンマンバスという路線バスであって、そこには停留所というものがあって、そこで何人おりようが、そのバスに乗った人たちの自由であると思っておりますし、もしもそのバスを利用する生徒さんたちが、ここのほうが近いよねということでボタン押したらバスはとまらなけれ

ばいけないですね。そういったのを考えたときに、今のスタイルでいったら、僕は動きとしては無駄のある動きなのかなと思いますので、それも含めて今後検討する余地があるものなのか、これで決めたら、これは1年間変わらないよというものなのか、PTAの方々とか保護者の方々と柔軟な対応をするということができのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

そして、市営野球場の件ですが、わかりました。新しい市営野球場の工事にかかるまでの間ということだと思いますが、市営野球場、新しく計画するに当たっての工程というか、ある程度の今の基本的な部分があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず新戸地区のバス代の補助についてでございますけれども、他の地域のお話、今議員のほうからございました。3キロ以上というお話もございましたが、国の補助規定の中には、小学生の場合は4キロ以上、中学校の場合は6キロ以上という規定がございます。それ以上の場合には国からの補助が5年間なんですけれども、上限2分の1で補助されるという制度がございますが、本市の統合につきましては、そういった規定もあるわけなんです、統合において新たに発生する通学費については、そういった距離に関係なく、全て補助しますということで対応はさせていただいております。今回、柔軟な対応というお話でありますけれども、市内にも小学生であったり、他地域のいろいろな状況がございますので、この新戸学区の件につきましては、もともと学区が変更のない地域でございますので、対象にはできないということでご理解をいただければと考えております。

それから、乗りおりの場所等につきましての今後検討の余地があるのかというご質問でございますけれども、これまでも統合した小学校等がございます。上野小学校、清海小学校等、小学校の統合が今までもあったわけですが、そういった例から見ましても、例えば上野小学校のスクールバスの昇降場所等につきましても、保護者からのお話を伺いながら、乗りおりの場所について、さらにこっちのほうがお話しがふさわしいというお話があれば、適宜検討をさせていただいている状況でございます。今回の勝浦中学校の乗りおりの場所につきましても、4月からの状況を見まして、また保護者や生徒の声を、話を伺いながら検討の必要があるところにつきましては、適宜検討を行ってまいりたいという考えでおりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。市営野球場の整備の工程等についてでありますけれども、新年度におきまして、基本計画の策定ということで、施設の基本方針であるとか、配置、レイアウト、そういったものを検討してまいります。それによって基本計画図であるとか、概算工事費等が出てくるものだろうなと思っております。それによりまして、次年度以降、北中学校の今のプールであるとか柔剣道場等の解体も必要になってきますので、その解体工事の設計業務であるとか、野球場の建設に係る基本設計、実施設計、そのようなものを検討してまいります。工事が1年なのか、2年なのかわかりませんが、その後には解体撤去工事と野球場建設工事というふうな流れになってきます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、私のほうは総務費関係が2点と、商工費で1点、やらせていただ

きます。

まず、68ページの総務費の一般事務経費、情報管理費、自治体セキュリティアクラウドに関してなんですけれども、インターネット接続を集約して高度な情報セキュリティー対策を講じるための業務委託料42万9,000円、平成32年から平成33年までの4年間は債務負担行為で出ているという業務であります。内容をまず聞きたいわけですが、わっと答えられても、こちらのほうでなかなか理解できない用語等もありますので、簡単に聞きたいことを整理させていただきます。

日本年金機構の情報漏えい事故を受けて総務省は、各自治体に対して、2017年7月までに以下の2点を実施するように求めてきたということがあって、自治体の情報システム、強靱性向上モデルに基づく市内ネットワークの3分割及び適切な強靱化の実施、2つ目に、地区町村でそれぞれ持っているインターネット接続口を都道府県レベルで集約して、高度なセキュリティー対策を集中的に施す自治体情報セキュリティアクラウドの実施ということであります。

1つ目の3分割に関しては、マイナンバー、住基ネットですね、社会保障と税のグループと、いわゆるLGWANの人事給与、財務会計等のグループとインターネットとインターネット接続関係の3グループを別々に管理するというので、これに関しては12月の議会でも、市民課長のほうでマイナンバーのセキュリティーの関係で、今後別々に管理していくようになるような形の答弁をいただいていますので、ある程度理解はできますが、もう少しこの辺について改めて説明いただければというのがあります。

2つ目の都道府県レベルで集約する。現在、インターネットというのは各自治体で回線を引いて、それぞれの自治体でセキュリティー対策をしていると思いますが、ここでは規模や予算に制約のある自治体に関してより高いセキュリティーレベルを求めるのは難しいとされているため、今後は都道府県レベルでインターネットの接続口をセキュリティー施策をとり絡めていくということになっておりますので、そういった窓口が県のほうに一元化されていくというような方向だという思うのですけれども、その辺についての内容を、できればこの2点についてお話をいただければと思います。

2つ目、総務費ですが、71ページ、まちづくり活動推進事業です。未来に残したい勝浦の風景再発見準備委員会、聞きたいことは、予算の中の54万6,000円の中身なんですけれども、その準備委員会で初年度どういうところまでやっていくのかということをご説明してください。なお、あわせて、各地区において未来に向けた守りたい風景、景観保全の醸成と情報発信という説明があるんですけれども、景観保全の醸成と情報発信というのは何となくわかるんですけど、未来に向けた風景という意味が全然わからない。何したいのかわからないんですけれども、ここについての、例えばこういう説明でいいと思うのですけれども、風景というのは、これも全て風景だし、いろんな風景があるんです。自然の風景とか、イベントの風景、建物風景、その辺の何を求めているのかということをお教えいただければと思います。

3つ目は、商工費になります。147ページですが、観光案内所の管理運営委託料として654万8,000円、これは観光協会の指定管理というんですけれども、同様に152ページに観光費でかつうら観光ぷらっとフォーム整備事業の中に、全く同表現の観光案内所管理運営委託料1,100万円というのがあります。表現的に全く同じなんで、どういった形で使われていくのかという説明と、あわせて151ページの下にKAPPYビジターセンター管理運営経費として1,231万5,000円

と、152ページにかつうら観光ふらっとフォーム整備事業の中でコピービジターセンター管理運営委託料ということで1,100万円の同様の内容だろうと思われる予算が上がっていますので、この辺の相違をご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。初めに自治体セキュリティクラウド業務委託料についてでございますけれども、岩瀬議員おっしゃいますように、確かに日本年金機構を初め、ここ数年公的機関や民間会社が保有する重要情報また個人情報外部に漏れてしまう、漏えいするケースが多く見られるところがございます。これらのほとんどはふだんの業務におきまして受信するメールに添付されたウイルスの感染によるものとされてございます。

そこで勝浦市では万が一ウイルスに感染してしまっても、利用している内部情報系システム、例えば住基システムですとか、財務会計システム、これらから情報が漏れることのないよう、このシステムとインターネットを分離する、要はシステムとインターネットの間で直接データのやりとり、データの通信をできなくする対策を昨年実施したところでございます。

そういう中でさらなる対策といたしまして、今般、千葉県と県内54市町村が連携を図りまして、監視や高度な情報セキュリティ対策を共同で実施する運びとなりました。これらの効果といたしましては、まず千葉県及び県内市町村における必要なセキュリティレベルの確保、向上、また機器運用の共同利用に対するコスト減、そして情報セキュリティ専門人材による問題、攻撃を受けたと、早期発見と対処、これらが効果とされてございます。

続きまして、71ページ、未来に残したい勝浦の風景再発見準備委員会委員報償費でございますけれども、こちら具体的な事業費の計上ではございませんけれども、一つの背景といたしまして、本市は来年市制施行60周年を迎えます。そういう中におきまして、未来に向けて今後残していきたい勝浦の風景づくり事業、これらを検討していったらよろしいのではないかとということで、調査研究、検討でございますけれども、その辺を来年度進めてまいりたいと考えてございます。

事業の概要といたしましては、各区におきまして、その地域で守りたい風景を1、2カ所選定していただきまして、それらを（仮称）80景ということで位置づけまして、先ほど申しました、君津市の濃溝の滝、ハート形の滝ですか、それらのようにネット、マスコミなどでPRして、できましたならば、誘客までつなげたいということで考えてございます。その先にそれら風景の保全活動、さらにまちづくりへの発展、それらを期待するところでございますが、向うところでございますと、濃溝の滝のほうも、多くの来場者を迎える中で、交通誘導員の配置や仮設トイレなども含め、大体1,500万円弱の経費がかかっていると伺っておりますので、事業の可能性の調査を来年度進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答え申し上げます。かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業の件でございますが、まずこの事業につきましては、地方創生推進交付金を活用することを目的とした事業でございます。事業につきましては、観光協会のほうに委託しての内容でございます。そんな中で観光案内所管理運営委託料から申し上げますと、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、まず147ページの観光案内所管理運営費654万8,000円、それと149ページの観光協会活動支援事業、今まで行っている事業をそのまま継承して行っていただく事業でございます。それと、この中で交付金の性質上、補助金という名目では、必要経費対象外ということでございますので、改めてこれは全て補助金を委託という形に変えて計上したものです。

KAPPYビジターセンター管理運営委託料につきましても、151ページのKAPPYビジターセンター管理運営経費1,231万5,000円、この中から主に委託料があるんですけども、これを除く額を全部委託として観光協会のほうに行うものでございます。

何でこのタイミングということも多少疑問になるかと思うのですが、これから申請を行いまして、5月いっぱいぐらいをめどに多分交付決定がされるだろうという話がございます。そのような中で、では4月、5月に関してはどの予算を使うんだということの中から、当初、今申し上げました予算を執行すると。交付決定がされた後には、今度はこのぷらっとフォーム整備事業のほうからの予算を執行ということになりますので、二重に計上しているような形をとらせていただきました。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） セキュリティクラウドのほうは先ほど課長の説明があった形で、2回目の質問で、どのくらいの自治体が参加するのかとか、質問は用意しておいたのですが、県内全域でやっていくということでもありますので、そういう中でこの5年間、債務負担の中でやっていく。参考までに、委託される業者、要は我々が市役所にメールを打ったりするときに、どこか県内一括したサーバーかどうかわからないんですけど、そこに行って、無害になったものが勝浦の庁内に入ってくるような形なんだと思うんです、イメージとしては。そうすると、一つの県の中の仕事がどこかのサーバーで管理されていくんだと思うんです、無害化するために。そのときに、ここではすごい大きな仕事だと思うんですけど、いわゆる民間の業者がやっていくと思うんですが、どこの会社か、もう既に委託先が決まっているのかどうか、それだけ教えていただきたいと思います。

それから、まちづくりの写真風景の件ですが、大体イメージはわかったのですが、1区、1つか2つということなので、それで80景。先日の広報かつうらに齋藤雪彦先生の文章があって、そこに80景の文章が載っていたんですね。だから、これと関係しているのかなというふうには何となく思ったんですけど、その80景ということなんですが、これから検討されていくということでもありますので、どうということはないんですが、例えば鶴原に理想郷がありますよね。理想郷から見る景色も風景だし、外から見る理想郷も景色だし、理想郷の中にあるいろんな植栽されているものも景色だし、いろいろとり方によって、1区、1つか2つと言われてもなかなか厳しいなというふうにも思うのと、たまたま先日、覚翁寺のほうでカウンター係やっていたら、忠霊塔のほうに行ってみればということで、見たら、途中から見る景色というのがずっと館山のほうまで見られるすごい景色だったんですけども、もっと行くと、以前の忠霊塔のてっぺんまで行ったときは、本当は昔はここは戦争時代、敵機が来るのを見張っていたぐらい

の場所なんだよということだったのですが、今は雑木がぼうぼうとしていて、全然周りが見えない。あれだって刈れば非常にいい景色になる気もするわけで、人によっては素晴らしい景色なんだということになってくると、そこまでやっていくのかということもありましたので、どこまでのものをここに求めていくのかなというのがある程度整理されていないと、準備委員会が検討されていく中でもなかなか難しくなってくるかなと思いましたが、ちょっと質問した次第であります。最初のものも答え結構ですが、準備委員会の中に区長とか、観光協会の関係者と名前が上がっていましたが、どういうふうな形で、全部の区長を呼んでやるのかどうか分かりませんが、よくそういう地域を知っている人間の方も大勢いらっしゃいますので、そういった方の意見を聞いていくことも必要なかなと思いますし、区長がいい悪いではないんですけれども、なかなか得手不得手もあつたりするんで、その辺十分留意されて準備委員会を進めていかれたらいいのではないかというふうに思いますので、一言申し上げて、この2点はこれで結構です。

最後の商工費の件ですが、言っているのはわかりました。そうすると、補助金がおりました段階で、例えば観光案内所の管理運営委託料654万8,000円、これは指定管理で観光協会に頼んである分ですけど、それに対して1,100万円の補助金がおりましたということは、その1,100万円がそれに該当するということになると、予算上の扱いというのは、私、理解できていない。消えるという形、上乘せされて、1,100万円が観光案内所の指定管理のほうに変わるといような理解でいいんですか。それとも2つが予算として存在していますよということなのか、その辺がわかりづらかったので、補助金がおりました段階で1,100万円、4,000万円入ってきました。その段階で、こっちで上げていた654万8,000円の方もそこから充当しますから、補助金をそこに活用しますと、その辺がいまち私が持っているイメージが理解できていないので、そののところをもう一回説明をしていただけますか。要は、項目上ダブルで上がっているような形になっているんで、どっちかがやれば、どっちかが消えるのではないかというふうに思ったので、そこだけご説明をしてもらっていいですか。お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。基本的には、ぷらっとフォーム整備事業が執行された後には従来どおり行っていたものは、とりあえず予算はそれ以上執行しないということになります。同じ名称にはなるんですけれども、管理運営委託につきましては、平成30年3月で一応契約が終わります。ですので、タイミング的にもちょうどいいのかなということもありまして、名称的には変わりませんので、新たに執行科目が変わってくるというように認識しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 今年は4,000万円来ますよね。そうすると、これは来年になると同じように来るかどうか分からないんですか。その辺の年数的なもの絡みの中で、同様に次年度以降もこういう形になるのか、今年だけの措置なのか、その辺がどうなのかということだけをお伺いして終わりにします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。基本的には、地方創生推進交付金というのは、今年度申請して、採択された後には、一応3年間はいけるというように県のほうからは聞いて

おります。ただ、単年度での申請にはなってくるのですが、最高3年間はという話を聞いております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○15番（岩瀬義信君） 私から一つ、159ページ業務委託料、道路改良設計委託料600万円、土屋議員からも鈴木議員からもいろいろと質問がありましたけれども、私もこのことについてお尋ねいたします。これはどういうことかという、この600万円を計上して、費用対効果ということを考えてこの600万円を計上してあるんだと思いますけれども、ご存じのように太陽光発電、エジソンパワーがあそこにつくるということで、それについての600万円であるわけですが、この太陽光開発によって、もしわかれば、私は相当の税収が上がると思いますし、何メガぐらいをするのか、完成はいつなのかということです。そのことについてお聞きしたいわけであり、なぜこんなことを聞くかといいますと、私は勝浦市には企業を誘致しようとしてもなかなか企業というのは来ないんですよ。私が議員になってからずっと皆さんいろいろ言うけれども、なかなか企業は来ません。私はこの太陽光発電が来てくれるということは、非常に素晴らしいことだと思うんですよ。太陽光発電だって、こっちからあめを与えなければ来ないと思います。私はこの600万円が土屋議員と鈴木議員とは相反するようだけれども、この600万円は仕方ないと思うんですよ。これはあめです。ちなみに、去年ですけど、いすみ市は3年ぐらい前から太陽光発電について盛んに誘致してしまして、私の女房も会社つくりまして、いすみ市にそれなりのをやっていますけれども、いすみ市では非常に大事に、いろんなことを指導してくれるんです。こうやれ、ああやれということですね。別に勝浦市でやっていないということではないですよ。そういう意味で相当の無理をしないと来ないと思うんですけども。ちなみにいすみ市は、去年の一般会計予算が出ているのですけれども、いすみ市は新年度の当初予算が149億4,700万円、勝浦市とはちょっと違いますけど、その中で歳入のほうは何で多かったかといいますと、太陽光発電の普及に伴う固定資産税の増加が0.6%、そういうふうになっているわけです。ですから勝浦市もぜひ太陽光発電をできれば市のほうで応援するからやれということも言ってもらってやるのも必要なんじゃないかなと私とっております。くどいようですが、今言った何メガか、税収はどのくらい上がるのか、完成はいつごろかというのがもしわかれば教えていただきたいと思います。非常に効果があると思いますので。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。私のほうからは太陽光発電施設ができたときの税収効果について、お答えいたします。太陽光発電施設の固定資産税については、まず敷地である土地と上物、設備についての償却資産税、この2つがそれぞれ固定資産税がかかります。まず土地については、本市においては、3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の土地については、太陽光発電用地として宅地の2割5分で評価しております。また1万平方メートルを超える場合は、大規模太陽光発電用地として宅地の2割で評価をしております。少し割り落としがかかってきますけれども、今回の串浜新田地先の開発は、開発面積は約23ヘクタールと、これまで課税したことがない大規模であることと、新たに開発地内に調整池と、そもそもため池であれば非課税というのがありますけれども、開発によって生まれた土地についての取り扱いとこれまでの課税経験上ないことから、不動産鑑定士による鑑定を依頼した上で課税してまいりたいと思いますので、直ちにどのくらいの土地に関する税金が上がるのかというのは、数

値としては今示せない段階ではありませんけれども、仮に1万平方メートル以下の土地で見ると、課税標準額が山林から太陽光発電施設、大規模太陽光発電用地として地目の評価が上がりまして、それによって約20倍の固定資産税は上がります。

もう一方の償却資産税につきましては、取得価格の申告を受けて課税する制度となっております。現時点では工事中で完成してませんので、申告書が上がっていないことから、幾らと税金については出せませんが、取得価格、パネル架台とか、発電するためのパネル、周りを覆うフェンスとか、山林を削る造成費用とかも含めて取得価格という形でできますので、他の、例えば平らなところにパネルを敷いただけというのと、山を崩してという、そういう費用まで含めたというのは、それぞれに経費のかけ方が違うので、一概には言えませんが、過去に大規模な施設で申告を受けたものを仮にそれと同規模、同じような規模で取得価格を23ヘクタールの施設が行った場合と粗い試算ですれば、四、五千万円ぐらいの高い、本市にとっては大きな税収効果が見込まれるような税収が期待されるものと見込んでおります。価格については、申告を受けたからという形で数字ははっきりしますので、私が申し上げた数字が大きくぶれるかもしれませんが、千万単位での税収効果は間違いないと見込んでおります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。太陽光発電の林地開発にかかわる、まずは発電量でございますが、20メガワットでございます。林地開発の完了の年月日でございますが、平成29年7月31日でございます。あと、全体的な工事、パネルを設置して操業まで、それが完了する時期でございますが、平成29年9月29日と聞いております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありますか。岩瀬義信議員。

○15番（岩瀬義信君） これ聞いて、すごい効果が上がるんだなというふうに感心しました。正直言って、私も少し興味を持ちまして、市野川に幾らかでも市民の皆さんのためになればということで、いろんなことで始めたんです。私がやるんじゃない、私の女房がやっているんですけども、1反5畝歩ぐらいの農地なんだけども、それに太陽光やりました。そうしましたら、確かにお金も費用もかかるわけですけども、どうかなと思いましたが、思い切ってやってみようということでやりましたら、まだ1年ちょっとですけども、効果が上がっています。1反5畝歩か6畝歩のところ、税務課長あたり、岩瀬の野郎、いい加減なこと言うんじゃない、調べてもらえばわかりますけど、あそこだけで、42万5,600円固定資産税払っているんです。あれだけのところで。それ考えたら、勝浦市としてもやらなければおかしいです。ぜひやってもらいたいと思いますし、またアイランドのほうも100町歩ぐらいのところがある。聞くところによると、鈴木議員のすぐ近くにもこれ以上の大きなものをやると。あれが3つができれば、相当税収が上がりますよ、はっきり言って。あれをやれ、これをやれと市民からいろいろな要望がたくさんありますけど、何を行うにも、税収が上がらなければできませんから、ぜひ税収を上げるためには、ちょっとぐらいあめを与えてもやってもらわなければいけないと思いますし、私も今年77歳になりますけども、まだまだ若い者に負けてられないと、40、50ははな垂らし小僧だと思っています。今は働き盛りだと思って、これからも頑張ってやりますけども、市と議員も一緒になって、ぐんぐんやりましょうよ。市長にひとつ、やる気があるのかなのか、市長に伺いたいと思いますので、教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま税込確保と、心強いお話をいろいろいただきました。今、岩瀬議員から言われましたけれども、確かに勝浦は企業誘致と言ってもなかなか難しい。今回パクチーを清海小学校にあれですけれども、ものづくりとか何とかというのは、今農耕法というのが、松野地区のTOTOテクノ、千葉セラミックがありますけれども、それ以降ものづくりはほんとにない。勝浦は企業誘致というのは、私も昔県にいたときに、まさに所管の部長やりましたから、これはよくわかります。なかなかそう簡単に一朝一夕に来ない。ただ今はいろんな企業誘致に見合うもの、例えばファッションであるとか、料理であるとか、今回のパクチーみたいにコワーキングのそういうようなもの、これから新しいベンチャーになるような企業を誘致して行って、これをインキュベートというか、育てていく。これが大事な一つの企業誘致ではないかなと思います。

今、岩瀬議員から言われましたけれども、税金がどんどん上がるというのも非常に大事だと思います。今、地方創生ということで、人口減少対策をいろいろやっという方向でありましたけれども、国は、今の地方創生大臣、山本大臣は若干方向を変えて、日本の人口がどんどん減っている中で、人口を増やそうとか、よそから人口をとりこしようとか、こういうのはちょっと方向がおかしいだろうということで、今何かというと、昨年国のほうは方針を変えました。今の地方創生は、イコール地方の平均所得を上げること、それがイコール地方が稼ぐこと、これは我々行政としても、今非常に人口減少で、勝浦の場合のような人口が減っている中で、税金がどうしても先細りしてくる。こういう中で今回ふるさと納税もえらい冒険を持ってやって、しばらくは県と戦ってました。県はやめてくれ、やめてくれ。私のほうはやめないというようなことで、ずうっと戦ってきましたけれども、どこでどうなのかわかりませんが、高市総務大臣がああいう記者会見をやり、また国会の中でその議論をする、だから国からもやめてもらいたいという話がありまして、我々は過疎債からいろんなものを国県のほうに人質にとられていますから、ここでしようがないから、ちょっと矛をおさめようというようなことで、また違ったことをこれから勉強会で考えたいと思いますけれども、今ソーラーもそういう意味においては財源の捻出が厳しい自治体においては非常に有効なのだというふうに思います。ただ、そのほかにもいろんな景観の問題とか、今後の長い処理の問題とか、そういうのはあるかもしれませんが、私は一つの有効なものであろうと思います。

初め、平岡さんの牧場で大きなあれをやりました。また、今東急のわきでも50ヘクタールを使ってやろうとしています。もちろんミレーニアの隣の市有地でもやろうというようなことで、これから幾つかやられます。我々はちゃんと林地開発とか手続をとって適正にやってもらうというのは当たり前ですけれども、そういう適正にやることにおいて、そういう税金が上がるというのは非常にいいことだと思います。そういうことでございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○15番（岩瀬義信君） 市長、ありがとうございます。心強い意見を言っただきましてありがとうございました。ぜひ、これを続けてやっていただきたいと思います。我々議員も、土屋議員も、鈴木議員も、決して当局とけんかしようとかなんかでやっているんじゃないので、あくまでもいい意見を出し合って、ここで議論して、決まればそれに向って垣根を越えて皆さん、我々も一緒になって行かなければいけない。それじゃなきゃ勝浦の市民のためになりませんので、そういうつもりで私は行こうと思っておりますし、皆さんもそういう気持ちだと思

ますので、ひとつよろしく申し上げます。終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって一般会計予算の質疑を終結いたします。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算、以上4件を一括質疑を行います。

質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は225ページから347ページであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） それでは、最後の議案第19号 平成29年度勝浦市水道事業会計予算の中から、345ページ、3項の特別損失の項目で、前年度と今年度250万円という数字が出ております。その中の説明を見ますと、過年度損益修正損ということで250万円、内訳は過年度分過誤納料金で漏水認定等を含めた70万円、不納欠損に伴う修正損ということで180万円のつておりますが、この数字の根拠を示していただきたいと思っております。以上1点だけです。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。ご質問の3項特別損失、1目過年度損益修正損、1節過年度損益修正損250万円の根拠でございますが、過去の実績等に基づきまして、重複地調査や地下導水等に伴います遡及分の減免措置等に伴う過年度分過誤納料金修正損が70万円、及び裁判所等からの破産、倒産等に伴う不納欠損分が180万円を見込んだものでございます。実績で申しますと、平成27年度決算、こちらは税抜きでありますので、予算は税込みになっておりますので、多少比較が違いますが、平成27年度決算では過年度分過誤納料金で、平成27年度は約6,000円、平成26年度で43万円、不納欠損で申しますと、平成27年度決算で約175万円、平成26年度決算では191万円となっております。以上のようなことから、過去の実績に基づきまして、過年度分過誤納料金の修正損が70万円、不納欠損に伴う修正損が180万円と見込み、計250万円の過年度損益修正損を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） 大体わかりました。額は、すごい額の一部がのっているのかと、将来的には不納欠損のあるおそれがあるということで、その何割かのせたのかなと私は思ったんですけども、事実に基づいた数字ということで、わかりました。不納欠損というか、現在高額滞納者というんですか、一番高額な滞納している金額、上位5番目ぐらいまで、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

それと、漏水認定ということで、各家庭で先月と今月の大きな差が出たときによく修正するというのは聞きましたけれども、徐々に、1カ月の間にすごい差が出た場合はわかります。急に金額が上がるから。ところが、徐々に漏れていて、その額が非常に増えているんじゃないか

という家庭もちょっとあるんですよね。そういうことで各家庭の漏水の状況もわからないんですけれども、少しずつ増えているんじゃないかと思うんですけど、もしわかりましたら、聞きたいんですけども。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。高額滞納者ということでございますが、平成27年度末決算の実績で申し上げますと、50万円以上の滞納者が25名、額にして約2,500万円、50万円以上の方のうち、100万円以上の滞納者が9名、約1,480万円ほどです。そのうち、上位ベスト3くらいでよろしいでしょうか。トップの方が約405万円、2位の方が209万円、3位の方が190万円というような滞納者の状況でございます。

続いて、漏水の状況についてでございますが、議員おっしゃるように、徐々に漏水が進んでいく状況が多々見受けられます。徐々に漏水したといたしましても、ある状況に水圧等の関係から穴が拡大して吹き出す。そのときに毎月浄水器を検針しておりますので、その際には検針員がその方のお宅に異常な数値を示しているもので、漏水の可能性がございますよということで、ご連絡いたします。その漏水したお宅の方は水道課等にも電話連絡がございますが、どうしたらいいんでしょうかというような問い合わせがございます。その際にはお知り合い等の水道工事店にご相談して、自宅内の漏水箇所を特定し、漏水修理を行ってくださいというふうをお願いをしているところでございます。徐々に漏水をしたといたしましても、あるときにはかなりの量で吹き出してくるというのが過去の事例でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） ありがとうございます。相変わらず高額滞納者というのがいるみたいなんですけれども、これも徐々に減ってきているような気がします。納付を要請していく策というんですか、どういう方法を捉えるのかを教えてくださいたいと思います。

それと、さっきの漏水のほうなんですけど、徐々に増えていく。勝浦市の水道管もどんどん布設替えやっていますけど、それこそ40年、50年たっていますので、各家庭もかなり老朽化していると思います。さっき聞きましたけど、徐々に増えていって、金額が増えていっても、最終的に大きく変化するというので対応してくると思いますので、あとは高齢者の家庭はそういうのが気がつかない場合がありますので、周知してもらって、蛇口を全部締めて、元栓をあけたときに、まだメーターが動いている、そういう検査をすれば、ある程度漏水のほうもわかると思いますので、そういうのを周知徹底していただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。滞納整理、未収金解消対策といたしましては、例年毎月の督促、催告状の発送及び給水停止予告の通知、こちらは3カ月以上滞納された方には給水停止予告通知を発送しております。その後4カ月目になっても何ら誠意が見られない、納付相談もないというような状況でありましたならば、滞納閉栓を実施しております。今後におきましても、納付相談、分納誓約等、相談に応じまして、完納につなげるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、漏水等の高齢者への対応等についての御質問でございますが、徐々に漏水及び明らかに漏水等、わかるような判断、判定の方法といたしまして、電話等でご紹介があったときには、家の蛇口を全部締めて、メーター器の銀色のパイロットがついているんですけれども、家の中

の全ての蛇口を締めても、メーター器のパイロットが回っていれば、どこかで漏水をしている可能性があるから、水道工事店に相談をしてくださいと、その辺も今後広報等で周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 質疑も2日目の午後になりますと、非常にお疲れも出てきていると思いますが、1点だけ、議案第16号 平成29年度勝浦市国民健康保険特別会計予算の事業勘定1件だけ聞きます。ページ数で言いますと歳入全般になりますけれども、まず、国保財政のほうの財政見通しを聞きたいということなんです、といいますのも、今回繰入金で国保財調のほうから、基金から2,000万円繰り入れをしております。これにつきましては平成28年9月議会決算の中で平成27年度決算において、歳計の剰余金が3,000万円、これを国保財調に積み立てるということで、決算の中でもこの3,000万円を積み立てることに反対の意見もありました。私は賛成討論させていただいたというのもあるので、この3,000万円があることによって、今回の平成29年度の予算が編成できたというようにも思います。3,000万円を積み立てたことによって、今回2,000万円をそこから取り崩して、今回の予算編成に使っている。1,000万円残ります。正確には233円がついてくるんですけれども、そういうのも含めて市民課長のほうから見通しというものについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。今お話がありましたように、平成27年度歳計剰余金処分によりまして、積み立て3,000万円を行いました。そのうち平成29年度当初予算で2,000万円の基金繰入を計上しております。平成27年度におきましては、単年度収支が3年ぶりに黒字となりました。黒字となりましたので、積み立てのほうを実施いたしました。今回その積み立てのほうを投入しての予算組みになったわけなんです、平成29年度非常に厳しい予算編成の中、基金があったから当初予算が組めたというような結果と理解しております。平成28年度決算、今動いています。平成28年度決算の見通しを述べさせていただくのですが、今のところ非常に厳しくて、6,600万円程度の単年度収支では赤字になりそうだということで、実質収支のほうで6,560万円ぐらいになるんじゃないかと。これは最終的に繰越金ということになるんですが、既に平成29年度当初予算に4,945万6,000円、繰越金として計上しております。ということは、留保が見込めます財源が1,614万4,000円程度、非常に厳しいです。こういう中で来年度の国庫補助金の返還等を考えますと、さらに厳しい状況で、そういう中で基金の積み立てをしておいてよかったというのが率直な感想です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 今、市民課長のほうから答弁ありまして、3,000万円積み立てていてよかったということでございまして、また平成28年度、今後、来年度になってから決算が出てきますが、単年度収支でもちょっと厳しいというご答弁もありました。残り1,000万233円あるわけですけれども、私も賛成した人間からすると、やっぱり間違ってたんだということをお話していただきまして、保険料に関しても、ご答弁結構ですけれども、いわゆる応能応益の分配だとか、あるいは均等割、所得割、世帯割、資産割というような、先ほどの中でも今後いろいろ改善しなければいけない部分もあると思いますけれども、いずれにしても、国保がちゃんと安定的に行えるように、市のほうはしっかりこれをやった結果がこういうふうになって

いると思いますので、そういうことで、今後よろしくお願ひしますということで終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 先ほど途中まで言いかけた件なんですけども、議案第18号の介護保険特別会計の件で、308ページの包括的支援事業の緊急通報システムサービスの2,052円、6,108人で、70歳以上の独居老人が対象になっているこの仕組みであります。先日の補正予算でも、今年限りで見守り便事業が廃止されます。そのかわりにこの緊急通報システムサービスに事業継承していくというような説明でありました。

そこで、改めて確認の意味も含めて、制度の仕組みをもう一度簡単に説明していただければありがたいんですけど、あわせて現在までの緊急通報システムに導入されている人数、何人ぐらいの方が既にこれに変わってきているのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、今回の緊急通報システムサービスのところでございます。要綱を読みますと、おおむね65歳以上の方を対象としております。どういった内容かといいますと、ご自宅のほうに機械を設置させていただきまして、まずライフリズム、要は動きがあるかどうか、これをセンサーで感知するようなものがございます。ですから、場所としてトイレとか台所、要は必ず1日1度は行くだろうというところにセンサーを設置しまして、そこで反応がなければ、緊急事態ということで、そのライフリズムのセンサーをつけます。また、火災警報装置もあわせてつけます。そのほかに外出されたときのための非常通信用のペンダント、これをお渡しいたします。そのほかに相談ボタンというのがありまして、これをお押しすることによりまして、救急通報とか、あるいはお体の調子が悪くなったときのための相談とか、そういったようなものがご利用できるといったようなものが、この緊急通報システムのサービスでございます。さらにつけ加えますれば、警備員が来ますので、不審者あるいは変な人がうろついているときも押ししていただければ、警備員がかけつけますので、そういったようなことでもご利用いただけるというふうに考えます。

また、現在の使っている方ですけれども、1月末現在で424名の方がご利用されております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 424名の方が既に使われているということで、これから徐々に移っていくだろうと思ひますけれども、聞いたところによりますと、今言ったような多機能があるようだけれども、外出のときにはそれを切っていかなければいけないとか、逆にそのためにしなければいけないことが増えていて、高齢者の方にとっては、なかなか面倒くさいとか、操作が難しいとか、いろいろ言われている方もいらっしゃるって、導入に前向きでない方もいらっしゃるって聞いています。そういった方に関して、やむを得ないと考えるのか、何とかこれからも指導していくのか、特に高齢者の方ですので、機械的な操作になってくると、得手不得手もあるかなというふうに思ひますけれども、その辺の考え方についてご説明をいただければと思ひます。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、導入を拒否される方、お断りになった方についてですが、見守り便を利用されていらっしゃる方につきましては、全員に希望調査、移行調査を行いました。その中で当然移行される方につきましては対応いたしますし、また、

お断りされている方につきましては、お話とかご連絡とかがあれば、このシステムがいかにかいものかをご説明して、できれば設置してくださいといったようなことはご紹介させていただいております。また、それでもどうしても、このシステム、家の中に機械をつけるのは嫌だと言った方もいらっしゃいます。そういった方のために、高齢者支援係のほうで、見守り便のような回数はこなせませんけれども、安否確認のことをするとか、あるいは社会福祉協議会で行っておりますお元気コール、これは社福がやっております安否確認の事業でございます。そういったものをご紹介したり、また、見守り便にご協力いただいております事業者4者ありますが、そういった方々に事情を説明した際に、この3月で終わりますけれども、引き続き配達等で通った際には見守りをお願いしたいといったようなことをお願いしましたら、それはわかりましたと、ご了解をいただいております。

また、見守りネットワークなどのシステムもございますので、そういったものを活用しながら見守っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。よくわかりました。同じ興津地区でも非常に導入の率が高い地域もあつたり、私の住む興津は、うわさでは余り導入が進んでない、理解が進んでないという地域もあると聞いています。今、それ以外に導入されない場合のフォローを説明されておりましたので、そういった中で機会がないということは、今まで行っていた週3回の配達なくなるわけですから、今までの4つの店が地域割していたものもなくなるということで、完全孤立というふうになっても困りますので、今言ったような形でサポート、フォローしていただければいいかと思うんですけれども、例えば地域の民生委員の皆さん方との関係、その辺の部分に関しては、この独居老人に関しては、どのような関係を我々としては意識していけばいいのかということをお教えいただけますでしょうか。そういう方もどこまでのフォローしていけるのか、人間的なフォローなんですけれども、そこを説明いただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この見守り便の廃止につきましては、民生委員の方々にも既にお話してあると記憶してございますので、そういったことは既に情報として提供しておりますので、民生委員の方もその点につきましては、ご協力いただけるものは考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

---

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第16号、国保会計につきましては、払いたくても払えない、重い負担が市民に課せられているわけなんですけれども、この構造的問題を解決する一番の鍵は、国庫負担の大幅増だという点は一般質問の中でも担当課長も含めて認めていただいたところですが、ここにこそ解決の鍵があるのであって、そこで歳入全般にわたる国及び県からの支援金並びに調整交付金が計上されているわけなんですけれども、これらが年々削減をされ、パイ全体が小

小さくされてきて、今、次年度予算にもこういう形で計上されているわけなんですけれども、パイを小さくしておいて、その中でいろんな形で配分がされているんだと思うんですけれども、例えば勝浦においては年齢構成が、高齢者が多いとか、あるいは収納率が悪いとか、検診の受診率が低いというようなこととか、子どもの医療費の無料化が実績がどうだとかいうような小さなパイの分け方を大きくしたり、増やしたり減らしたり、そういった形で国県の調整交付金なり支援金なりが配分されているんじゃないかと思うんですけれども、現実はこの予算の中でどういう要素がプラスなりマイナスなり、予算としては今回どういうふうな反映があるのか、歳入面で国県の調整交付金の面から、どういうことが今回の予算の中に盛り込まれているのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、介護保険につきましては、304ページに、これまで介護保険給付として支出されておりましたが、要支援1、2の方々への訪問介護、通所介護、このサービスがこの保険給付費から外されて、別の項目に立っていると思うのです。前年度がゼロというような形になってますので、項目としてはおよそこっちに移ったのかなと思うような格好になっているんですけれども、今まで保険給付だったものを、保険給付から外して、市町村の総合事業に移行させるということがこの4月から始まるわけなんですけれども、今回の予算案の中で、それがどういうふうに今までと違うような編成がされて、前年度がゼロということですので、比べようがないわけなんですけれども、額の面ではどういう変化が起こっているのか、そういう点で、これまでの予算組みから形も額も変わっているかと思うんですけれども、そのことについてご説明をいただきたい。

それから、保険給付から市町村の総合事業ということで、各市町村の判断で事業が行われるようになるかと思うんですけれども、全国一律のレベルのものが、保険給付の上では提供されてきたわけですね。ところが、そのうちの要支援1、2の方々へのサービスのうち、ホームヘルパーやデイサービスが各市町村に任されてしまったということなので、そのことが勝浦の場合において、全国とそれぞれ市町村が判断する事業ですので、当然各市町村によって違ってくるのだと思うんですけれども、次年度の事業の展開の上で今までとこれからとがどう変わるのかということをお尋ねしたいと思います。

水道事業につきまして、今広域での事業統合並びに経営統合が進められておると思いますが、その進捗状況につきまして、現段階における状況をご説明いただきたい。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。議員が申されていたのは、保険者努力支援制度のことなのかなというふうに解釈いたしました。確かに調整交付金の上乗せ措置として保険者努力支援制度、本来は広域化になった平成30年度から行われるということだったのですが、平成28年度から前倒しで交付されるというような予定になっております。その中で議員がおっしゃったように、健診受診率が低いだとか、保険税の収納率が低いところだと、それが配点になりまして、高いところについては、それだけ多くの調整交付金が交付されるというようなことになっております。平成28年度の上乗せ分については、まだ交付決定が来ておりません。ですので、平成29年度予算においても、その辺は反映できておりませんので、プラスマイナスというふうなお話もありましたが、現時点ではその辺まだ判明しておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私のほうから2点、まず平成29年4月より始まります総合事業ということでございますが、この総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業と呼ばれるものでして、これは市町村が中心となりまして、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画して、そして多様なサービスを充実させるということのできたものでございます。簡単に申し上げますと、今まで高齢者の方につきましても、支え手側のほうに回っていただく。できることはやってもらう、あるいは協力してもらうといったようなものが主なところだと考えております。これによりまして、どういうふうに変ったかといいますと、議員先ほどおっしゃられましたように、予防給付の中から訪問介護と通所介護、これが地域支援事業のほうに移りまして、訪問型サービス、また通所型サービス、中身はさほど変わってないんですけれども、そういうような形になります。また、介護予防事業の中で一次予防事業、二次予防事業、一次予防事業というのは、高齢者の方を対象としたもの、二次予防事業が、介護2、要介護になりそうな方、その方を抽出しての予防事業を行っておりましたが、これが一般介護予防事業というふうになります。この事業がどういうふうに変ったかといいますと、一次予防、二次予防というのは、要支援、要介護の方は対象にはなりませんでしたが、今回やります一般介護予防事業につきましては、要介護の方も希望があれば参加できる介護予防の事業でございます。

また、このほか包括的支援事業の中からは、通常地域包括支援センターの事業のほかには在宅医療介護連携とか、あるいは認知症施策の推進、また生活支援体制の整備事業、そういったようなものを充実させようといったようなものが、この総合事業でございます。

予算上、これはどういうふうに変ったかという点でございますが、304ページ目で行きますと、介護予防サービス給付費、この中から通所と訪問のほうの事業費が移ります。移った先が310ページ目と言いますと、介護予防・生活支援サービス事業と介護予防ケアマネジメント事業費、こちらのほうに移っております。

あと、どういったような事業が展開されるかといいますと、ページを戻っていただきまして、308ページの任意事業費の中にも入っておりますが、予算書でわかりやすく一言と言いますと、309ページをごらんください。3目の生活支援体制整備事業費、これが総合事業のほうに位置づけられております。また、4目の認知症総合支援事業費、これが総合事業のほうに位置づけられております。

このほか、310ページ、中段のところ、目として一般介護予防事業費がございますが、これが総合事業となっております。これに伴いまして311ページの一番下にあります地域支援事業費の中の目と言いますと一次予防事業費、二次予防事業費、総合事業費精算金、これがゼロというふうになっております。わかりやすく言うと、その辺が今回のところで変わっておるということでございます。ですので、款で行きますと、地域支援事業費のほうが前年度に比べて倍以上増えているということでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の用水供給事業体と県営水道との統合を進めております県内水道の統合統一化の進捗状況とご質問でございますが、平成27年度に2つの企業団の構成団体に対しまして、移行調査が実施され、その結果が平成27年9月24日に県から説明会があり、構成団体全27団体の賛成が得られま

したので、統合統一化を進めることとなったものでございます。現在は南房総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、県水道局、及び県水政課をメンバーといたしました実務担当者による検討会議を開催しておりまして、平成28年度から2年くらいをかけまして、管理体制、財政収支等の検討、用水供給料金平準化に係る試算等を行っていくとのことであります。その後、平成30年度ぐらいに（仮称）統合協議会を立ち上げ、平成32年度を目途に基本協定を締結し、第1ステップの経営統合へ移行する予定となっているものでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 国保会計につきましては、額が確定していないということなんで、内容が詳細にはわかりませんが、全体としてはパイを大きくするというわけではなくて、パイが小さいままの中で分け方をプラスしたりマイナスしたりするというようなことなので、本質的には問題の解決になかなかならないと思われそうですが、このパイ自体を大きくしていくということが必要なんですけれども、この分け方がいろんな誘導というか、ことに使われていくのではないかとということなんですけれども、それは来年以降の都道府県の単位化になって、本格的なことが始まろうとするわけなんですけれども、現在出てないということなので、これ以上突っ込んだ状況、お話伺えないんですけれども、今回国のほうの保険者へ支援金につきましては、勝浦という町の特性に応じた配分というのがされたのでしょうか。例えば年齢構成ですとか何とかということで、そういったことがされたのかどうか、それを追加してお尋ねしたいと思います。

介護保険についてなんですけれども、予算の組み方がそういう形で変わったということでご説明いただきましたが、総合事業の中味が予算的にも増えているということを最後に説明されたのですが、移行に当たって、従来提供されていた保険給付としてのホームヘルパーとかデイサービスのそういったサービス内容は総合事業に移行しても継続するというか、その水準を落とさないということをやっていると思うのですが、今まで以上の給付がされているということは、それら全てを今までどおりの水準を保ちながら、さらに今回新たに事業としてつけ加わったものがあるから増えているのかどうか、その増えている要因について、もうちょっと詳しくご説明いただけないかと思うのです。特に新しい事業がつけ加わっているのであれば、特にそのことはご紹介をいただきたいと思います。

水道事業につきましては、現時点は各実務担当者による検討作業中ということなんですけれども、これは当面何を狙っているのかということで、具体的に今後のスケジュールで形になってくるものがどんなものがあるか、特に夷隅地域の協議の場で、意見が分かれそうなテーマ、そういったものについてはどういったものがあるのではないか、そういった可能性についてより詳しくお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。基盤安定繰入金の公費の拡大分が勝浦市の実情に合った交付がなされているのかというようなご質問だと思いますが、公費の拡大におきましては、議員もご存じのように、平成27年度から、目安といたしますと、被保険者1人当たり5,000円ということで拡大交付されております。その算定方法にいたしましては、軽減世帯がどのくらい、軽減割合ごとにどのくらいの方がいらっしゃるかというようなことで、7割、5割、2割の軽減世帯の方に対して支援率がありまして、その支援率が今回アップしたことによって交付額が増加しております。ということは、勝浦市は、軽減世帯、一般的に多いと考えておりま

すので、勝浦市の実情に合ったというようなことで言いますと、実情に合った増加傾向と判断しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、1つ目の、以前と比べてどういった形になるのかということでございますけれども、利用者の方がまず市町村の窓口に来られましたら、そこで十分説明した上でチェックリストを使ったり、あるいは要介護認定の申請をするかとか、そういった流れがあります。その先に要介護になれば、給付サービスを受けられますし、また要支援になったとしても、訪問介護あるいは通所介護以外のサービスが必要であれば、同じように給付を受けることになります。また、場合によっては訪問型サービスかあるいは通所型サービスでいいということであれば、そちらになりまして、地域支援事業の該当になる。それ以外の方につきましては一般介護予防事業、そういったこととなりますが、原則といいますか、基本的には、今受けておりますサービスよりも落とさないように進めていくとは考えております。ただ、これにつきましては、いずれにしてもフローが出ておりますので、それにのっかって進めていくということでございます。

また、新しい事業についてでございますが、先ほど申し上げました中で、充実するというところで、認知症施策のお話をさせていただきましたが、これは認知症初期集中支援チームというのを立ち上げようと考えております。これは認知症になられた方、そういったような疑いのある方、通報を受けましたら、保健医療関係あるいは福祉関係の人が集まったチームによって、その人にどう対応していこうかといったようなことを話し合ったり、当然そこには認知症サポート医としてドクターの方にも入っていただいて、それで受診につなげるとか、あるいは見守りをするとか、そういったような事業が今回予算化されております。

また、生活支援体制整備事業の話だと思っておりますが、予算上はいろは帳の印刷ではございますが、このほかに生活支援コーディネーターの設置とか、あるいは協業体の設置などを考えております。

また、先ほど申し上げました中の1つ、在宅医療介護連携推進事業でございますが、これは勝浦市だけではなくて、夷隅郡市2市2町で集まって、当然そこには医療関係、あるいは福祉関係、施設の方、介護保険の事業所の方などが集まって今協議しているところですが、在宅医療、在宅での看取り、それを医療だけではだめですので、介護をどう結びつけようかとか、そういったようなところの会議もやっておりますので、こういったようなものも充実させていこうということを考えております。

一般介護予防の話でございますが、これにつきましては従来行っております健康ハツラツ教室、これは継続していこうと考えております。

また、勝浦いきいき元気体操、これは各地区に自主グループを立ち上げていただいて、それを支援している活動を行っておりますが、そういったことに対しても主眼を置きまして、充実させていこうと考えております。そういったような予算がここに入っておるというところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。南房総地域、九十九里地域の用水供給事業体と県営水道との統合を進める県内水道の統合広域化の目標といたしますか、目的についてのご質問でござ

ざいますが、県内用水供給事業体の中でも南房総地域と九十九里地域の用水供給料金が非常に高いということで、県営水道との統合を進めて、用水供給料金の平準化を目的として統合を進めようとしているものでございます。先ほども答弁で申し上げましたとおり、現在実務担当者による検討会議を開催しておりまして、平成32年度を目途に基本協定を締結いたしまして、本来の第1ステップであります経営統合への移行を予定するものでございます。その後、第1ステップ移行後の5年を目途に第2ステップであります事業統合を目指すものでございます。

なお、事業統合になった暁には、現在と同じように構成団体の運営負担金を負担するものもでございますが、その際には現在の県の高料金対策補助金を財源として2企業団と県営水道の一つの経営体となったものの財源に県の高料金対策補助金を充てようというのがスタートからの計画でございます。その際に県の試算によりますと、勝浦市では県の高料金対策補助金をいただいておりますので、1億数千万の削減効果があるというふうな試算をいただいております。

なお、県の高料金対策補助金で高額な補助をいただいている末端水道企業体ではメリットがなくなる可能性がございます。そういう弊害をなくすために人口減少社会を迎え、給水人口が減る中で、夷隅郡市2市2町での統合を現在検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） それでは、調整交付金がさつき努力に応じた支援ということで、徴収率が高いか低いかにいうことで支給が増減されるということを言われたのですが、あと健康診断の受診率ということを言われたのですが、私は健康診断の受診率がそういう成績を見るバロメーターになるというのは、それはやむを得ないというか、わからなくはないんですけども、収納率が調整交付金を増減させるバロメーターになるというのはなぜなのかというのは、全く理解できないんですけども、なぜ徴収率が高いから低いからということで調整交付金を多くしたり少なくしたりできるのか、どんな根拠があるのか、それをお尋ねしたいと思います。

介護保険につきましては、いろんな努力をされて、水準を落とさないようにということでございます。今はこれまでの保険給付としてやられていた事業から市町村の行う総合事業に4月から移行するというので、切り換えのときですから、すごくわかりやすいんですけども、これが年を追っていきますと、それぞれの市町村の独自の総合事業というのが同じことが更新されていくのではなくて、いろいろ変化していくと思うのです。そうなったときに、今まででしたら全国一律の保険給付として提供されていたものが、各市町村ごとにそれぞれ違った事業が総合事業として提供されていくということが、年を追えば追うほどそういうことになっていきますので、今の時点で今までとこれからを比べるとということとはちょっと違ってくるんだと思うのです。だから、今の水準を勝浦において維持していく、そしてさらに発展させていくというのはなかなか大変なことだと思いますし、その点がどうなっていくのかというのを私たちも注視していかなければいけないなというのを改めて思うのですけども、担当課長として、今の水準を下げないでずっと発展させていくという、その点での決意といいますか、それと本来は保険給付にすべきじゃないか、全国同一レベルのサービスを全国どこでも受けられるような、介護保険本来の保険としての、全国で同じサービスが享受できる保険の精神を維持する上では、保険給付として要支援1、2の方々、要介護1、2の方々にも保険給付から外す動きもある中

なんですけれども、そういったことは許せない。本来は保険給付として要支援1、2の方々も含めてサービスを提供するような制度であるべきではないかと私は思うのですが、課長のご見解を伺いたい。

水道事業につきましては、実務担当者レベルで今協議を重ねていただいている中で、コンサルタントにも委託をして、結果をまとめようとされていると思うんですけれども、それがいつごろで、それが決まれば何が明らかになって、その上でまた協議が実務担当者の間で行われると思うんですけれども、その中で意見が分かれそうなテーマというのがあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、ちょっと立ち入ったご説明をいただけないかということ質問したわけですが、その答えがないので、改めてまたお尋ねします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。保険者努力支援制度の調整交付金を一部使いました前倒しに係る指標のお話なんですけれども、収納率、特定健康診査の受診率というようなお話をされましたけれども、実はほかにもっとありまして、加点が高いのが重症化予防の取り組み、それから収納率向上、平均的なものを申しますと、特定検診の受診率、特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、個人へのインセンティブ、そういったものが若干下がるんですけど、加点が多いというふうな指標になっております。これがどのような理由によりというふうなお話なんですけれども、基本的には、税については負担の公平性と財源の確保というのが根本にあるのかなとは思いますが、これは交付する国が決めますので、それについてどういう意図があるのかというのは、担当レベルでお答えするのはちょっと難しいというふうに思います。いずれにいたしましても、配点は多岐にわたっておりまして、それぞれ努力の成果が見られるところについては、交付額が多くなるというシステムになっています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに今回の総合事業、訪問のほう一つとっても、現行の訪問介護のほかに、訪問型サービスとしてA B C D、ランクが4つあります。緩和した基準によりますサービス、また住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援など、独自のものがあります。また、通所に当たりまして、通常の通所介護のほかに、これはA B C 3つございまして、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防と、確かにこういったようなものができることとされております。いずれにいたしましても、今回の制度が変わったということに関しましても、介護保険の制度は国のほうの制度でございまして、制度改正の趣旨にのっとり、そういったことを検討していきながら事業のほうを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。県内水道の統合広域化についてでございますが、現在、先ほど答弁させていただきましたとおり、実務担当者による検討会議、コンサルタント等への委託業務もございまして、それらによりまして管理体制、財政収支等の検討や、用水供給料金の平準化に係る資産等の検討を、平成28年度から2年ぐらいをかけて行うと聞いております。その後、平成30年度ぐらいに、仮称ではありますが、統合協議会を立ち上げ、平成32年度を目途に基本協定を締結し、第1ステップの経営統合へ移行するという予定となっております。

実務担当者による検討会議での2つの企業団や県営水道との意見の食い違いがあるのではないかとご質問でございますが、会議内容等についての情報が市町村に来ておりませんので、意見の食い違い等については承知しておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして各会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号ないし議案第19号、以上5件につきましては、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしてほしいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案の5件につきましては、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、磯野典正議員、鈴木克己議員、高梨弘人議員、土屋元議員、藤本治議員、丸昭議員、以上6人の議員を指名いたします。

---

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第20号 財産の無償貸付けについて、議案第21号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは議案第20号についてお伺いいたします。なるべく簡潔に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。議案第20号 財産の無償貸付けについて、3点お伺いいたします。

1点目ですが、この無償貸付けについて、どのような経緯で無償貸与となったのか、この株式会社パクチーを誘致することに当たって、無償とすることでどのようなメリットがあるのか、無償貸付けの意図と、想定する効果についてご説明をお願いします。

2点目ですが、貸し付け後の校舎の管理についてお伺いいたします。株式会社パクチーが使用する場所というのが、資料等を見ますと、例えばコワーキングで使用する場所は職員室、またシェアオフィスで使用する場所は各教室となっておりますが、元清海小学校の校舎、かなり広うございます。パクチーの年商1,000万円といった企業規模から見て、校舎全体の維持管理というのは非常に難しいのではないかと思いますのでありますが、校舎の管理についての詳細を説明をお願いします。

3点目として、これまでに元清海小学校を使用したいと言った団体や企業があったかと思いますが、そういった団体に対して、今後はこういう事情でということの説明をしたのかどうかについてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。清海小学校につきましては、ご承知のとおり、昨年3月をもちまして閉校となりました。市といたしましては、この施設、地元地域卒業生の思い出の残る施設でございますので、原則といたしまして、現状のまま利活用していく方針の中、地域の活性化ですとか、産業振興、また雇用の創出、さらには市の財政面での収入の確保、こういう視点をもちまして、昨年春より千葉県とも連携いたしまして、事業者の募集を行ってまいりました。そういう中で7社、実際内覧等いただいて、その中で一部、例えば3階フロアだけだったら借りたいとか、そういう部分借りの業者がございました中、パクチャーに限っては、全棟、全施設借りたいという話がございましたので、市としても施設の管理上メリットがあるということで、このたびパクチャーとそういう利活用についての協定の締結の合意に至ったことでございます。

そういう中で無償貸付けの理由でございますけれども、実際閉校してから1年間使っておりませんでしたので、外装のほうは市で改修等行いますけれども、内修等、事業者のほうですということ、実際事業ができない期間もございます。そういうこともありまして、会社自体も決して大きくない会社でございますので、何とかこの3年間の中で体力をつけていただいて、事業の継続性ですか、今後も使っていただければということも含めまして、一応3年間無償ということで、今回議案を提出させていただきました。

2点目の校舎の管理ですけれども、基本として全棟貸し付けの中で、管理もパクチャーで行っていただく予定でございます。そういう中でございますけれども、清海小が従来選挙時の投票所でもございましたり、災害時の避難所でもございますので、そういう部分でも市の活用を貸し付けの条件としておるところでございます。さらに先月の鶴原地区の住民説明会の中でも、地元としても利用したいというお話もいただきましたので、この辺、細かくは今後の調整になろうかと思っておりますけれども、基本的には校舎、敷地も含めてパクチャーの一括管理と考えてございます。

3点目のこれまでお話しいただいた業者、パクチャーに決定したという説明ですけれども、この辺、確かにご指摘といたしますか、お話いただきまして、今後、そのように検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 詳細な説明をありがとうございます。先ほど先輩議員からもお話があったとおり、企業の収益による税収増を何とかしていくべきだという一方で、株式会社パクチャーに関しては本社が勝浦とは別のところにあることであったり、年商が1,000万円とまだまだ規模の小さい会社であったり、また、今後の従業員の雇用予定についても、5年後に従業員5名で、うち4名をパートだという計画もお聞きしました。ということで、なかなか勝浦に誘致することのメリットというのが見えにくいのかなというところもあります。一方で、先ほど市長の答弁もありましたとおり、今後は企業誘致と言ってもなかなか難しい現状の中で、ベンチャーであったり、振興産業を育てることが大切だということでもありますので、この株式会社パクチャーの事業計画というものがあるかと思うのですけれども、そういったものを今後この議会の中でも資料としてお示しすることができるのかなというところで、事業計画を見ることができるとかどうかということでお聞きしたいと思います。

2点目の管理についてであります。パクチャーのほうで一括管理をするということによ

かりました。

3点目の、これまで使用したいと言った団体や企業についての説明であります。本年度中は教育課の管理、所管ということでありますが、教育課のほうに問い合わせ、教育課のほうからまた説明をしようとしてでも、また今後は企画課のほうの管理ですということで、たらい回しになってしまってもいけませんので、企画課のほうから、これまで問い合わせがあった団体、企業に関してはしっかりと説明をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 議案第20号、議案第21号についてお尋ねいたします。議案第20号、前段者が効果、維持管理、引き合いの内容ということで質疑されましたが、かぶる部分がありますけど、効果と目的、財源の確保と言ってましたね。財源の確保ということは、収入を確保することですよね。だから、そういう面では今回の企業誘致に当たって、今日設計の200何万出てましたけど、それに基づいて外装の工事がこれから出てくると。当然市が負担するということで、市が企業誘致に投資するわけですね。そして、それに対して1月12日にパクチーから事業提案があったと。だからその事業提案というものについては、今回予算編成方針の企業誘致は、新規事業ですよ。そして、その中の9番目に新規事業の計画に当たっては、財源見通しを立てて事前に決裁をする。だから、担当課長が出て副市長に上がってくると思うのです。そこで聞きたいのは、副市長はこの1月12日の事業提案、あるいは事業計画があって、そして財源の見通しも確かだなど、確かって、5年も確かなのか、10年確かなのかわかりません。でも、それに対して3年間無償貸与するということはゼロですから、修繕して投資はします。でも財源を回収するのは4年以降ですね。5年計画からすると。そうすると、そういったことの財源見通しで、財政面の効果と言ったけど、逆に財政面の赤字を発生するものかもわからないし、さっき引き合いの中で7社のうち部分貸しが多かったと言ったけど、都会は全部部分貸しですよ。1棟丸々ビルを買うというのは、超大手しかなくて、ほとんど部分化してオフィスを借りている。今回近隣に実績あるのは、大多喜町の上瀑小学校、あそこは1階フロアは団体が使用しています。今回県に対してエントリーしてます。上瀑小学校、2階のオフィス貸しますと。玄関は共有になりますと、共有スペースで、そういう形で検討することも、本来あの清海小で、私が今回この問題にしたいと思うのは、齋藤雪彦財務ディレクターが鶴原区の地域住民型まちづくりやりましたよね。そして当然過去から清海小の跡地利用、校舎のあれについては、相当煮詰まっているのかと思ったんですよ。でも、なかなか煮詰まらないで、なおかつ外部の会社、法人は勝浦市に会社設立するのではなくて、今現在千葉のほうにあると思うのですが、そういうことであれば、市内企業に企業者を募集するとか、部分貸しでも貸せる方法で、市内に本社が持てるような会社に部分貸しでも何でも、グラウンドでもいいから、体育館も分かれて貸すという知恵、それもあって確かじゃなかったかと思うのですが、そういった1月12日の事業提案したことで、今回の提案になったことの経緯を副市長から答弁願いたいと思います。

議案第21号 市道認定については、都市計画係の担当者の皆さん、本当によくやっていただいたというのが私の率直な気持ちであります。長年ニュー黒潮台の開発について業者が狭い道路、私道をつくって、普通はそういう開発協議だと、私道共有施設というのは、将来修繕積立金を用意して、傷んだときに直すというのが基本的に開発業者の責務なんです。それを用意しなかったから、都市建設課が傷んだところをスポットでやってくれました。今回、ここま

で市道認定に至るまで努力していただいたことに非常に敬意を表します。そこでお尋ねしますが、今後、平成29年度以降の市道認定をされた私道について、どのような中で整備されるのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。元清海小学校の貸し付けについて、無償でということ、その辺の決定した財源確保も含めてそれを検討したのかというご質問だと思いますけれども、現実問題としまして、あれを部分的に貸した場合、例えば1階の教室を2間貸したときに、あとの残りの維持管理をどうするか。例えば今回小学校の4人を雇いましたけれども、その4人雇うだけでもかなりの経費がかかっております。体育館も含めまして、グラウンドも含めて一つの業者に貸す、これが実際に市としても経費がかかっております。理想は、あの学校全てを、例えば10社が入っていただいて、いろんな業者が入って、総合的に使っていただいて、組合的なものをつくっていただいて管理をしていただければいいんですけども、そういったことを考えますと、やはり一つのあそこの地域を全て借りていただくところをまず市としては選びました。

何で3年間無償かということですが、現実問題、有償で来てくれるところがあれば、もちろん市としても財源確保で、有償の会社がいれば、ぜひ契約したいですけども、現実問題そういう会社はおりませんでした。これにつきましては、昨年県の事業に乗っかりまして、市のほうの職員も昨年9月に企画のほうに企業立地推進班をつくりまして、県と一緒に、企業誘致に歩きました。職員が各会社を訪問しまして、セールスをしてまいりました。その結果、今回パクチーとめぐり合ったわけですが、そういった中で3年間無償ということ、他市の状況を申し上げますと、南房総市ですと、6施設貸しているそうです。そのうち3年間無償は5社、5年間無償は1社、長柄町も同じく小学校を貸し付けておまして、無償貸付け、銚子市につきましても、銚子市立西高等学校、そこも土地無償貸付け、建物も無償譲渡、あるいはすみ市におきましても、サンライズガーデンのところを無償貸付けしておまして、勝浦市を含め、近辺につきまして無償貸付けが条件的なものになっていると。そういった中から今回3年間とにかく頑張っていただいて、市としても見守って、大輪の花を咲かせていただきたいということで、今回無償貸付したものですので、無償で3年間のみ貸し付けると。それ以降は軌道に乗っていただいて、市のほうに財源が入ってくることを期待しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回議題として上げさせていただきましたニュー黒潮台の中の10路線の市道認定であります。今回これが認定された後、既に認定されている当団地内の道路を含めまして、損傷の激しいところから順次補装修繕をやっていきたく思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 企業誘致で清海小学校の利活用ですが、無償貸付けがある程度企業誘致をすための出やすい条件、それは誰でもわかります、無償ですから。私が聞いたのは、1月12日に事業提案がありましたでしょう。事業提案というのは、今回私たちがもらったのは、会社の代表と事業内容です。事業計画書ではありません。事業計画というのは、5年間、こんな事業

をやって、こういうふうには伸ばして、こういうふうには利益を出していきたいという、要するに一つの事業計画書ですね。その中で3年間は賃貸料がゼロというだけの計画書、そういったものを見てできたのか、あるいは最初から賃貸料は全く白紙で、全部外していたのか。だから事業計画書が出ないことに、私たち議員として役目られているんですよ。無償貸付けしたい。会社の概要は、資本金300万円、年商1,100万円で、千葉市美浜区にあって、指定管理でなくやっていますよ、本当にそういう会社、大丈夫なのという感じがあって、事業計画書はどのような事業計画で、それを確実に、5年後に賃貸料、きちっと立派に働いて、租税収入とか、あるいは地元の経済効果というものを果たすために、そういう計画書が、予算委員会がありますので、その業者の事業計画書を要求しないとよくわからない。この会社は恨みも何もありません。ただ、客観的にこの会社が甘く事業計画を出しているのか、あるいは厳しく出しているのか、この資料では全くわかりません。だから、そういうことを含めて、ここで何度も何度も言ってもいけません、予算委員会、さっき示されましたので、そういった資料、事業計画になるような資料を見た上で判断したいなと思います。

ただ、私も今回の無償貸与について、千葉県商工労働部の企業立地課ですか、勝浦市新しい働き方、ホームページでいろいろやっています。鶴原の清海小だけど、表紙は守谷海岸の表紙です。あとは清海小の内容、そして貸付条件が書いてあって、修繕の必要性なしということになっています。他の施設にないというのは、他の市町村にあるような空き施設のない最高のロケーションを体験することができますよというのがうたい文句で、活動に当たっての支援措置については別途要相談といたします。だから、こういう形の中で相談されたり、今回の提案になっていると思います。それはよくわかるのですが、ひとつそういうことの中で、予算委員会にその事業計画らしきものを出していただかないと判断のしようがないと思います。

使用認定については、今後認定されましたので、市民の人だけじゃなくて、武道大学生もあそこで道が悪いから、結構事故があるんですよ。歩いている人が倒れてけがしますので、そういうことも含めて、確実に推進をしていただければ、強く希望して、要望します。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。事業計画につきましてのご提出は、現時点、特に支障がないと考えておりますので、ご要望に応じて提出する考えでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 時間も押し迫っていますので、議案第20号、今、前段者お2人やりまして、ダブらないところだけ質問させていただきます。まず、私もこの説明を聞いて、パクチャーというのはどんな会社かというのを自分なりに、インターネットですが、調べてみました。そうしましたら、会社のホームページはありません。この時代に会社のホームページがない会社、大丈夫かなということもあるんですけど、それは会社の方針であるんでしょうが、事業内容を見ますと、主にはコワーキングスペース事業が会社の主流ということで、いただいた説明資料の中でも、主な実績としてはコワーキングスペースSHITSURAIというものを千葉市美浜区でやっているということで、株式会社パクチャーをインターネットで入れると出てきませんが、その関連としてSHITSURAIが出てきました。SHITSURAIというもの

の中身を見させてもらって、実はそこにコワーキングスペースの写真と同じものが入っていました。私、見ている中で、このSHITSURAIのイベントという企画がありまして、毎月カレンダーがあって、イベントがあると、そこに何々があったというのを見ましたところ、3月はゼロ、2月もゼロ、1月もゼロ、昨年12月が1日、11月が1日、10月が3日、9月が3日、8月は2日、この日がイベントを開催していたんです。ほかにはイベントに関しましてはゼロということで、果たしてこの会社はイベントにしても1時間1,000円をとると、これはあくまで千葉のほうですが、そういうことをやっている会社なんです、本業がコワーキングスペース運営ということであるにもかかわらず、コワーキングについてのイベント系なものがそんな感じです。8カ月で10回だけなんです。あくまでインターネットの中のコワーキングで、SHITSURAIのページを見た感想です。

そういう会社に対して、先ほど来も出ましたけど、ちょっと規模が小さいというのは当局のほうも認めています、市長の大変なご努力でこういう会社が初めて企業誘致という形で来てもらおうと。非常にありがたい。そして、またこれを勝浦市として育成していくことも、私は大事なことは思うんですが、その会社の事業実態がこういうところでありますので、この辺について、1点目として企画のほうでは、こういうコワーキングスペースの稼働状況について、最近の事業内容、私が言ったもの以外、言ったものは、これが事業内容だと、全部だとは思いませんので、事業内容を確認しているのか、いるとすれば、どういう事業をやっているのか、千葉ビジネス支援センターの指定管理も行っているとありますけど、それを含めてパクチャーの事業、先ほど前段者から事業計画を出して、採算性があるのかどうかをもう一回検証しなきゃいけないとありましたけど、それはこれからの勝浦における事業計画だと思いますので、現状をどのように捉えて、ここを貸そうとしたのか、それについてお伺いします。

それと、3年無償とした理由、先ほど来出ておりますが、通常の貸し付けでは考えられないと思います。ただで貸して、バーベキューやらせたり、ドローンのことをやらせたり、シェアオフィスをして、結局は又貸し、言葉がいいかどうかわかりません。又貸しをするための場所として提供しているというようなことなんじゃないかなと、私は感じてしまったんですけど、そのようなことに対しての市が決めた決定的なものは何だったのか、そして3年経過した後、これを有料にしたときに、撤退するかもしれない。そこも心配しています。これをどのように担保しているのかということについても3点目でお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中ではありますが、15時30分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩

---

午後3時30分 再開

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。株式会社パクチャーの現状でございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、ホームページ等は現在つくられてない様子でございます。伺いますところ、今後作成に向けて検討しているとのことでございます。なお、SHITSURAIのほうのイベントですか、イベントサイトにおきまして、事業がないんじゃないかということでございますけれども、こちらのイベントにつきましては、狭い意味でのイベントですか、

直接コワーキングには関係ない部分のイベント事業の掲載でございますので、本来業務のコワーキングのほうは月2桁の利用者があると伺っております。

続きまして、2点目の、3年間無償とした理由でございますけれども、先ほど副市長答弁にもございましたけれども、所管課といたしましては、1つに、今回、市外からお見えになる企業でございます。当市にゆかりも少ない企業を誘致してくるためには、ある程度のインセンティブが必要と考えてございます。そうした中、本市では今年度、昨年秋、企業誘致条例を改正いたしました。もろもろ要件も緩和しました。そういう中で今回の事業内容では、その改正条例の適用には当たりませんこと、そしてまた、パクチャー自身の設立が平成26年ということで、設立されて間もない企業でありますことから、こういう事業採算が軌道に乗るまで支援することにより、より長期的に、できたら5年以降もより深く鶴原地区を初めとする地域に根づいていただきたいと思いますと考えておるものでございます。

2つ目の理由といたしましては、現在国におきましては、第4次産業革命が叫ばれておりまして、昨今の目まぐるしく変化する社会経済情勢を鑑みたと、企業誘致に求められる民間レベルでの対応力とスピード感でございます。冒頭申し上げましたように、注目を集める企業誘致の方策として、行政が内装干渉までしては、なかなか事業社会、利用者のニーズとのミスマッチングやPR方法も含め、他地域との競走に負けてしまうおそれもありますことから、進出企業による自由な内装改修、リノベーションと情報発信が最適と判断いたしました。一方、今回、予算計上させていただいておりますように、改修費など、進出企業による資金調達などが発生し、一定の負担を追わせることとなりますことから、こちら賃料にて資金面での支援を行おうとするものでございます。

あと、4年目以降の業者撤廃の場合の担保でございますけれども、撤退しないように、可能な限りの市としての事業支援によりまして、何とか当初の契約5年間継続してもらいたいということで、特段その辺の担保なりは考えてございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今、課長の答弁では、3年間は無償で、その後は有償に転ずると。その3年間やって、それ以上やってもらえれば、そして勝浦のパクチャーという会社になってもらえれば、それはそれで今回誘致する意義が高いと思います。ですから、そのようなただの支援というのを市は当然行うべきだと思いますが、心配なのは、立ち上げたばかりで、年商が今のところ1,100万円ですか、所得ではないので、ただ今伺いましたところによると、コワーキング事業については月3桁ということは100件以上ということになるんでしょうけど、これはあくまで千葉の美浜区でやって、こういう時代に対応した事業なんだと思います。それに対して、私の調べたイベントではなくて、コワーキングについては事業があるというご説明でありましたけど、勝浦でメインになるのは6項目の事業内容があります。その中でメインになるのはコワーキングなんですか、この事業内容のところでは、相手の会社のほうから、前段者から事業計画という話もありましたが、とにかく会社というのは利潤を追求しているので、儲からなきゃやる必要ない、赤字ばかり出す会社だったらやる必要ないんで、勝浦に来て、3年間無償で場所を借りて、自分たちが儲かる会社をつくっていくんだと。そして、3年間無償だけど、その間にすごく利益が上がっちゃったということもあるかもしれません。そういった場合は事業経費を対価として税金という形も出てくるでしょうけど、勝浦に来た場合の会社の所在、これが千

葉になっているのか、勝浦事業所として勝浦に法人市民税がおりののか。建物を貸すのはたしかもしれないけれども、会社の事業に対しての税金がどのように扱われるのか、これが全く勝浦にも税金が落ちません、ただで借ります、税金は千葉に払いますということになったら、これは問題が生じますので、私としては、やるのであれば、本社を勝浦へ持ってきてもらう。そこで事業をやってもらうという展開が一番理想かと思っておりますので、その辺はどのように考えられているのか、承知しているのか、お伺いします。

それと、私は2年前になるのですが、島根県の離島である海士町に会派で視察に行きました。海士町はご存じだと思いますけど、日本海に浮かぶ、すぐそばが朝鮮半島というぐらいのところなのですが、そこでも企業誘致、前に議会の中で海士町の観光の話をしてはいますが、そこも漁業の町でまき網船については全国から新しい社員が入ってきているということでしたけれども、町の企業誘致の一つの方法として、この町で起業をする人たちを募集しました。そして、その起業内容によって町が支援するという形をとっていました。その内容は、町がテナントを建ててやるんです。補助金とかを使って。安く建てたテナントに誘致をした人なり会社なりが来て、そこで起業して、事業を興してやっていたのが、ナマコを中心とした輸出産業、そしてキャスシステムというから、急速冷凍を導入して、非常にいい事業実績を上げていました。その町がつくった建物に対する償却、それはその初年度から、町の借金の返済を事業者がやっていく、そういうシステムで非常にうまくいっているということをお聞きしました。当時の町長も、最初に議会に提案したら、そんなものできるかという大反対を食らって否決されたということを書いてはいたけれども、それも町長が考えたシステムで今は大成功をしているという話を聞いてきました。そういうことからして、ただはいいと思いますけど、会社にとってはたまたより高いものはないということにならないように、ただで借りて、会社が失敗して、撤退していくということがまずないように、会社が利益を生むためには、そういうペナルティーというか、勝浦市に対するものがないと、事業家として成功しないんじゃないかという思いもありますので、3年間無償は私は余りいい方法ではないというふうに認識していますが、明日また委員会の中でこういう話が出ると思っておりますけど、それらを踏まえて、この会社を誘致しようとしている、それについて市長の3年間無償ということも含めての話をいただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の企業誘致、パクチーですね。私は先ほど来話したように、この勝浦で企業するのはなかなか難しいんです。こういうような一つのチャンスを、うちのほうは昨年企業立地の班をつくって、副市長が話したように一生懸命やっているわけです。私は、一言、よくぞ見つけてきたと言ってもらいたかったですよ。大手なら事業計画書、出しますよ。だけど、まさにこれから育てていく、インキュベートしていく、そういうような企業は、この勝浦で頑張りたい、ぜひ行きたい、そうしたら受けてやればいいじゃないですか。そこにインセンティブを与えればいいじゃないですか。何でそれを重箱の隅をつつくみたいに、これがどうだ、ああだ。もう一つ、海士町は、千葉県企業の成功を導いたのです。アビーという会社なんです。あそこは、今議員言われたようにキャスシステム（セル・アライブ・システム）、いわゆる細胞を壊さないで冷凍する技術がある。磁気を当てまして、どんなに急速冷凍やっても、最後解凍すると、血がたらっと出るんです。ところが、キャスというのは特別な磁気を当てながら、ある段階の温度ですぽんと冷凍するんです。そうすると、2年たとうが、3年たとうが、

全く今と同じ状態になるんです。海士町はイカだとかいろんなのがとれます。それを今までは鳥取の境港へ持っていったんです。それをキャスシステムを導入することにおいてあれだけの成功をし、IターンなりUターンで若者たちがあそこに戻ってきた。それは町長がその一つの英断といいますか、決断だったんです。私はこういうようなことも、たまたま結果的にうまくいってます。だけど、私は場合によってはパクチーのやり方だって、工夫すればもっともっと発展するかもしれない。それに、若干なりのインセンティブを与えましょうよ。何で3年じゃいけない、やれどうのこうのじゃなくて、私はこういうものをこれから勝浦でできるだけいい機会もって、やる気があるのは、勝浦で大いに受けるべきだと思うのです。場合によっては失敗して撤退するかもしれない。だけど、それでもいいじゃないですか。私はそのくらいの太っ腹でいきたいと思います。私は執行部、議会は議会の判断があるから、でも、だめならもう勝浦に来ません。絶対来ない。私は昔から企業やっていて、来ませんよ。大手なんか来ません。今、中国のグローバルで、中小企業はみんな外国へ行っているんですよ。日本の中で来ますか。工業団地ありますか。水の手当てありますか。勝浦、教育の手当てありますか。ありません。残念ながら。生活利便施設ありますか。必ず企業はそういうのを全部リサーチしながら判断しますから、まず来ない。だから、私はさっきから言ったように、こういうような企業だとか、片やファッションだとか、今はどっちかという、ソフトを中心とした企業がここへ来て、これから種をまいて、芽が出て、ここで花を咲かす、こういうようなことを我々行政としてもインセンティブを与えながら支援していければ一番いいと思います。それで大きくなっていくというふうに私は思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市長の輝いた説明を伺いました。本当にそのとおりになるというのが理想でありますし、そうなってもらいたい。そのための第1号がパクチーなんです。パクチーを市長が選んだと思います。そういう意味からしてこのパクチーが5年後に勝浦に根づいてもらうような、その対応を勝浦市は全力を挙げて応援する。それは大事だと思います。ただその中で、やっぱり確認をしておきたいことがあります。それは、このメインであるコワーキングスペース、今美浜でやっているのは成功しているように、件数的にはあります。それとシェアオフィス事業、ドローンパイロット事業、バーベキュー事業、バーベキュー事業というのは何だかよくわからない。それと各種セミナー事業とあります。この事業は会社としてどういう計画で、先ほど前段者から出ましたが、やるというものを示していただかないと、判断材料になりますので、市長の言ったこと、それを実現するためにも、そういうことを私は確認をしたいと思います。

もう一点、体育館は太極拳とか、卓球とか、バレーボールとか使ってましたが、それが4月から使えなくなるだろうと思いますが、その辺の手当ては既に済んでいるということの解釈ですかね。それについては、使っていた団体にはどういう説明をされて、料金的な問題もあると思いますので、私としてはこのパクチーに、体育館も土曜の夜とか、限られた時間なので、継続して使わせてもらえれば、本来一番いいのかなと思います。その辺の調整がうまく進んでいるのかということについて、最後ですので、追加してお聞きしたいと思います。以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。まず最初に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。清海小学校を活用いたしましてのパクチーの事業展開でございますけれども、ご説明の中でコワーキング、シェアオフィス、そのほか体育館、校庭を使ったドローンパイロットの養成所、また、校庭でのバーベキュー、そして校舎等々を使ったイベントやセミナーの開催、これらの具体的な事業展開は、実際施設等の改修が済んだ後になろうかと思っておりますけれども、ドローンで申し上げますと、まず校舎内で座学を学ばれて、体育館等々で実習の養成と伺っております。

また、バーベキューのほうは、最近グランピングという言葉もございますけれども、校庭でバーベキューを開催するというので、この件につきましては、せんだっての鶴原区の説明会の中で、バーベキュー用具の終わった後の洗浄の汚水につきまして配慮するという宿題等々も頂戴しております。そういう中で、あとイベントにつきましては、これから業者のほうで考えていくことかと思っておりますけれども、幸いにも清海小学校は光回線が入っていると伺っておりますので、これらを活用してのイベントセミナーの開催が予定されるものかと考えてございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。清海小学校の体育館でこれまで今お話の太極拳とか、各スポーツのサークルが使っている状況がございました。学校体育施設の開放事業という中で約20団体のサークルが各小中学校の体育館でいろんなサークル活動をしている中で、この月末に各団体を集めまして、今年度、新年度、どこの団体がどこの学校を使うんだという調整をする会議があります。これまで清海については太極拳、卓球などが使っていましたが、その辺の団体については、ほかの学校を割り当てるということで、ある程度私どもでは案をつくってありまして、それを団体等の調整の中で決めていくということになっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） 法人の税金の納付に関するご質問については税務課でお答えしたいと思います。本社がどこにあろうとも、事務所、事業所があれば、従業員の人数に応じた税金は所在市町村に納付する仕組みとなっております。まず、法人を設立した場合は、勝浦市に法人の設立届けが出てきまして、そこから会社が立ち上がったという、仮に4月としますが、来年の4月に決算期を迎えますので、そこから2カ月以内に申告書を提出しています。したがって、6月末までに出していただきますけれども、資本金額が1,000万円ということだと、均等割は5万円になります。法人税については、グループ全体で売り上げた金額のうち勝浦市内の営業所で働いている人数の割合で、国に納めた法人税の9.6%が法人市民税として、勝浦市の税務課のほうで申告納付されるということですので、本社の位置ということではございません。例えば全国展開している洋品店とか、ドラッグストアとか、あちこちあると思いますが、それぞれの市町村に、例えばJRもそうですし、銀行もそうですけれども、それぞれにその事業所で働いている従業員数をグループ全体の人数に対する割合で申告納付する仕組みとなっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 20号について質問いたします。これまでパクチーがやってきたコワーキング、シェアオフィス、これが今まで話し合いの中心になってまいりましたが、清海小学校跡地

で何をこれから、このほかにしていきたいのかというのが大変重要なことだと思います。先ほどバーベキューとかありましたが、もうちょっとそこをパクチーは詳しく、どういうふうになっているのかということ、それから勝浦市や地元への貢献についてはどのように考えているのかということ把握している点をお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。株式会社パクチーの清海小を活用しての事業の方向性でございますけれども、例えばバーベキューでございますと、食材といたしまして、地域資源、主に魚介類を活用したバーベキューを想定されるところでございます。さらに都会から家族連れで利用客を呼び込んで、できますれば地元へ民宿もございまして、宿泊していただいて、民宿事業の活性化ですか、こういったことも考えているように伺っております。

また、イベントにつきましても、高齢者、お年寄りが多くございまして、高齢者向けのパソコン教室ですとか、あるいは逆に児童向けの勉強会、そして、昨日の男女共同参画ではございませんけれども、女性が社会進出し働くためのセミナー等々の開催も考えられるところでございます。

そして、パクチーの関係者、社員がおっしゃってましたのは、地元への5つのお約束ということで、1つに勝浦市の地方創生、そして地域活性化、そして、よそ者ですが、頑張りますという決意、そして、これからイベント等の仕掛けの中でにぎやかなプロですという自己紹介、PR、そして、何と言っても企業でございますので、働いて地域にお金を集めます、そして、何よりも人と人をつなげる仕事をします、こういう約束と申しますか、決意の言葉を鶴原区民の方にもお伝えされているかと伺っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 私は冷静に今回の説明を、なるべく感情を交えないように見てきたつもりです。この常務取締役が説明に来たわけですが、幼いころから鶴原にご縁がありまして、鶴原の理想郷から町なかからほとんど知っておりました。何回も訪れてきた、大好きな場所であったのでというふうな説明から始まったと思います。この常務取締役の対応は、鶴原区民が一つ一つ、厳しい質問も投げかけていきましたが、昨日その一部をちょっと言いましたが、決算書のほうだとか、いろいろと質問があったときに、一つ一つ丁寧に誠意ある対応をしていました。なので、鶴原の人たちは、清海小を私たち使いたいんだよというところでは、今貢献という面で話をしていましたが、ぜひ使いやすくしていくつもりですと、そして学びの場を広げたいというのが強い願いですというふうな話をされていたと思います。2年と少々会社ですので、実績はと言われたとき、そしてホームページはと言われたときに、なかなかその面は2年と少々というところの実績しかないのということでした。そういうことを私は説明の中で聞き取って、これからみんなで協議をしていくと。どういうふうな方向にしていきたいのか、住民と重ねて協議をしていきたいですという発信の仕方だったので、これから連携をして、地域とともに手を携えていこうという機運は、きっかけはできたのかなと思います。今、皆さんが聞いていたことがこれから実現に向けて、今市長が言われたように、その実現に分けては厳しい内容もあるだろうし、3年間でよろしいのかということも、収入が上がったときに、多分、これは私見になってしまうので、はっきりとはしないのですが、そのときはそのときで誠意ある対応をとりますというふうな見解があったと思います。

質問はありません。これで終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 私は議案第21号についてご質問いたします。このニュー黒潮台の市道認定がこれだけまとまって一気にされるということは、私が相談を受けた場所は、残念ながら今回の市道認定には漏れてしまっているのですが、住民の皆さんにとってはこの市道認定がされて、暫時、ひどく傷んだ箇所から整備がされていくということは非常に歓迎されるのではないかと思います。質問は、残っている箇所、100%市道認定を実現するには、どういう障害があって、どういう見通し、早急な実現の見通しがあるのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回の市道認定10路線であります。平成23年度から平成27年度にかけて寄附をいただいた9名分の延べ筆数にして14筆に対して、路線としての形が整った10路線を今回市道認定しようとするものであります。議員、ご相談を受けているところが寄附を受けているところなのかどうかわかりませんが、今回、路線の形をとった10路線というものであります。

この後、残っているところではありますが、一応公図のつけ合わせをしたところ、道の部分があと6筆ぐらい残っておると思っています。これを引き続き寄附の依頼を出していき、寄附していただいて、また路線としての形が整った時点で、また認定をかけてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） そうしますと、持ち主が確定できておって、そして、このことが全体に知れ渡って、すばらしく道が整理されていくのが始まれば、大変大きな波及効果があると思うんですけども、権利者がわからないとか、そういった障害ではないということによろしいんでしょうか。私はこれが周知されて、みんなが認めるところとなれば、そうやってお願いしたところの方々を含めて応諾いただけるのではないかと思います。権利者が特定できていないとか、そういったことの障害はないということでもいいのかどうか、改めて確認したいんですが。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。全て地番が振られている土地でございまして、登記記載情報とれば、名前は全て載っております。また、全てが市内の方ではございませんので、今回寄附いただいた方も市内の方、また開発した業者、そういうところから、できるだけ声をかけやすいところから始まっております。残っているあとの6筆の中にも、勝浦市民の方はいらっしゃると思いますので、まず勝浦市民の方に声をかけさせていただこうと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 議案第20号 財産の無償貸付けについてですが、私のほうは、今回お聞きしたいのは、12月に一般質問したときに、既にホームページで清海小の件については公募がされていたと思います。清海小に関しては、いつから公募をかけて、何社の申し込みがあって、そのうち市内での申し込み者があったのかという部分ですね。企業立地促進条例でいえば、市内業者の育成もあるんで、もし市内の業者があった場合でも、それは該当になったのかという部分、市内の申し込みがあればの話です。それについてお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。清海小利活用の事業者募集時期でございますけれども、ちょっとはっきりした時期は不明ですけれども、夏前からいろいろ業者と接触してございまして、市のホームページには一応11月には掲載してございます。先行して県と連携してございまして、県のホームページにはそれより早くに掲載していたかと思えます。

何社募集があったかということですが、直接の接触は7社、ほかに1社お問い合わせがございまして、計8社でございます。

続きまして、市内業者があったかどうかということですが、市内業者はありませんでした。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 企業立地という面でいえば、市内の業者もということですが、ただ、申し込みがなかったということなんで、それはそれで市外の業者が来てくれれば、それはなおさらいいということなんです。これは名前を出すと、菰田班長、2年間、県の企業立地課へ行って、市長は2年ぐらい前の答弁では、もしかしたら満塁ホームランあるかもしれないけれども、三振もあるかもしれない。私は内野アンダーを積み重ねていってもいいと思うんです。満塁ホームランとる必要ないというふうに思いますし、彼らが頑張っていることに対して、僕はほんとはよくやったねと言いましたよ。それで、もっと言いたいのは、第2弾、第3弾がこの後あるんですかということ、それを僕は応援したいんです。第2弾、第3弾、第4弾を、そのためにはしっかりと、県との連携も密にやっていると思いますし、12月議会の課長の答弁では、近い将来に実現できると思いますという答弁をいただいたんですけども、逆に言えば、この先の見通しというものを、課長の答弁をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。今後、中学校も統合となりまして、空き校舎が増えてまいります。そういう中で今回の清海小をホップ・ステップ・ジャンプのホップといたしまして、ステップ・ジャンプということで、さらなる企業誘致の加速に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 3回目になります。公私混同はいけないことだと思いますけれども、菰田班長、一生懸命頑張っていました。お父さんが暮れに亡くなりました。大変だと思います。そういうことも彼は一言も口に出さないで頑張っていたんで、そのことを我々は褒めてあげたいと思いますので、それを申し上げて終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務文教常任委員会へ、議案第21号は、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

## 請願の委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

---

## 休会の件

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

明3月8日から15日までの8日間は、委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、3月8日から15日までの8日間は休会することに決しました。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

3月16日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

---

## 散会

○議長（寺尾重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時09分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第15号～議案第21号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号の委員会付託
1. 休会の件